

玉城町

第4次障がい者基本計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
玉城町

目次

| | |
|---------------------------|--|
| 第1部 総論 | |
| 第1章 計画の策定にあたって | |
| 1 | 計画策定の趣旨 _____ 1 |
| 2 | 計画の位置づけ _____ 2 |
| 3 | 国の制度及び法改正の動向 _____ 2 |
| 4 | 計画の期間 _____ 4 |
| 5 | 計画の策定体制 _____ 5 |
| 6 | SDGsとの関係 _____ 5 |
| 第2章 玉城町の障がいのある人を取り巻く現状 | |
| 1 | 人口の推移 _____ 6 |
| 2 | 障がいのある人の状況 _____ 7 |
| 3 | 第3次障がい者基本計画での取り組み状況と課題について _____ 15 |
| 4 | 玉城町地域自立支援協議会各部会からの提言 _____ 19 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標 | |
| 1 | 基本理念 _____ 20 |
| 2 | 基本目標 _____ 21 |
| 3 | 施策の体系 _____ 23 |
| 第2部 玉城町第4次障がい者基本計画 | |
| 第1章 施策の基本方向と取り組み | |
| 1 | 障がいのある人の権利を尊重し、理解を深めます/ 孤立を防ぎ、生きがいを育むつながりづくりを支援します _____ 24 |
| 2 | 障がいのある人も安全で暮らしやすい環境を整備します _____ 30 |
| 3 | 障がいのある人の情報取得の向上と自己決定を支援します _____ 32 |
| 4 | 防災・防犯を推進します _____ 34 |
| 5 | 健康の保持・増進を支援します _____ 37 |
| 6 | 安心できる地域生活を支援します _____ 39 |
| 7 | 生涯にわたる学ぶ機会の確保と社会参加による生きがい づくりを進めます _____ 43 |
| 8 | いきいきと働ける環境づくりと経済的自立を支援します _____ 47 |

第3部 玉城町第7期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの利用状況

- 1 障がい福祉サービスの利用状況 _____ 51
- 2 地域生活支援事業の提供状況 _____ 55

第2章 障がい福祉サービス等の整備・充実

- 1 障がい福祉サービスの提供にあたっての考え方 _____ 60
- 2 令和8年度の目標値の設定 _____ 62
- 3 障がい福祉サービスの見込み量と確保策 _____ 69
- 4 地域生活支援事業の見込み量 _____ 74

第4部 玉城町第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉サービスの利用状況

- 1 障がい児福祉サービスの利用状況 _____ 84

第2章 障がい児福祉サービスの整備・充実

- 1 障がい児福祉サービスの提供についての考え方 _____ 86
- 2 令和8年度の目標値の設定 _____ 87
- 3 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策 _____ 89

第5部 計画の推進

第1章 推進体制

- 1 関係各課・関係機関・関係団体との連携 _____ 91
- 2 計画の点検・評価体制 _____ 91

資料編

- 玉城町地域自立支援協議会設置要綱 _____ 94
- 玉城町地域自立支援協議会委員名簿 _____ 95
- 策定の経緯 _____ 96
- アンケート調査結果（抜粋） _____ 97
- 用語解説 _____ 112

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

当町では、平成19年3月に「障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」を基本理念に、障がいのある人の施策を進めてきました。障がい者基本計画は平成30年に第3次計画へと改定し、障がい福祉計画も国の施策を反映して3年に一度の改定を行ってきました。

この間、国においては、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化された「障害者差別解消法」が改正、令和4年に施行されました。また、令和4年5月には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がい者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

令和3年には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、この機を捉え、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」を掲げ、この大会のレガシーを日本全国に広げていくことが求められています。

一方、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症拡大は国民の生活に様々な影響を及ぼし、特に弱い立場に置かれている人々が大きな影響を受け、様々な社会課題が顕在化しており、非常時における障がいのある人を含む社会的に弱い立場に置かれている人々への支援や取り組みが求められています。

当町においては、令和3年3月に策定した第6次総合計画において、「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」を将来像に、「ずっと、もっと、笑顔あふれるまちづくりプラン」をキャッチフレーズとして掲げています。障がい福祉を含む健康・福祉分野では、「みんなが健康で、ともに支え合うまち」を将来目標に掲げて推進しています。

そこで、「だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」の実現に向け、国内外の動向や当町の現状、施策の課題を踏まえ、「玉城町第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 「玉城町第4次障がい者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として、当町における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「玉城町第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」として、令和8年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスについて令和6年度から令和8年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定めた計画です。
- 「玉城町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条 20 項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和8年度の数値目標を設定するとともに、障がい児福祉サービスを提供するための方策を定めた計画です。

3 国の制度及び法改正の動向

- (1) 「障害者の権利に関する条約」の署名(平成 19 年 9 月)と批准(平成 26 年1月)
障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がいのある人の権利を実現するための措置などについて定めています。
- (2) 「障害者基本法」の改正(平成 23 年8月)
共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として規定しています。また、障がいのある人の定義に「発達障がい」を明記しています。
- (3) 「児童福祉法」等の改正(平成 24 年4月)
身近な地域で支援を受けられるよう障がいのある子どもの支援が強化されました。平成 28 年6月の児童福祉法等の改正により、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めることを規定しています。
- (4) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行
(平成 24 年 10 月)
障がいのある人の権利利益の擁護を目的とし、障がいのある人に対する虐待の禁止、障がいのある人に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されました。

また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がいのある人の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定しています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正(平成 25 年4月)

「障害者自立支援法」が、「障害者総合支援法」に改正、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることが明記されました。

また、制度の谷間にあった難病患者が障がいのある人の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化などが定められました。

平成 28 年6月改正では、平成 30 年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されています。

(6) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」の施行(平成 25 年4月)

障がいのある人の自立の促進に資するため、公的機関においては、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することが明記されています。

(7) 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行(平成 28 年4月)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

(8) 「障害者雇用促進法」の改正(平成 28 年4月)

平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることを規定しました。

(9) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行(平成 28 年4月)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(10) 「発達障害者支援法」の改正(平成 28 年 8 月)

支援が切れ目なく行われることを基本理念に盛り込み、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主

は個々の発達障がいのある人の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

(11)「障害者差別解消法」の改正(令和3年4月成立 令和6年4月に施行)

令和6年4月から、企業や店舗などの事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することなどが追加されました。

(12)「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行(令和4年5月)

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項が定められました。

(13)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の改正(令和5年5月告示 令和6年4月に施行)

障がいのある人や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療・福祉・雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指し、地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とすることなどが追加されました。

4 計画の期間

「玉城町第4次障がい者基本計画」の計画期間は令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

「玉城町第7期障がい福祉計画」及び「玉城町第3期障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|--------|
| | | | 玉城町第4次障がい者基本計画 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | 玉城町第6期障がい福祉計画 | | 玉城町第7期障がい福祉計画 | | 玉城町第8期障がい福祉計画 | |
| | | | | | | | | |
| | | | 玉城町第2期障がい児福祉計画 | | 玉城町第3期障がい児福祉計画 | | 玉城町第4期障がい児福祉計画 | |
| | | | | | | | | |

5 計画の策定体制

本計画は、玉城町地域自立支援協議会において策定しました。

また、計画立案にあたっては、障がいのある人を対象としたアンケート調査や地域自立支援協議会各部会・団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、幅広い意見の反映に努めました。

6 SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、持続可能な開発目標であり、当町においても、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した取り組みを進めています。

本計画の推進においてSDGsの17のゴールのうち、下記の4つのゴールの達成を目指します。



目標 3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標 10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



目標 11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

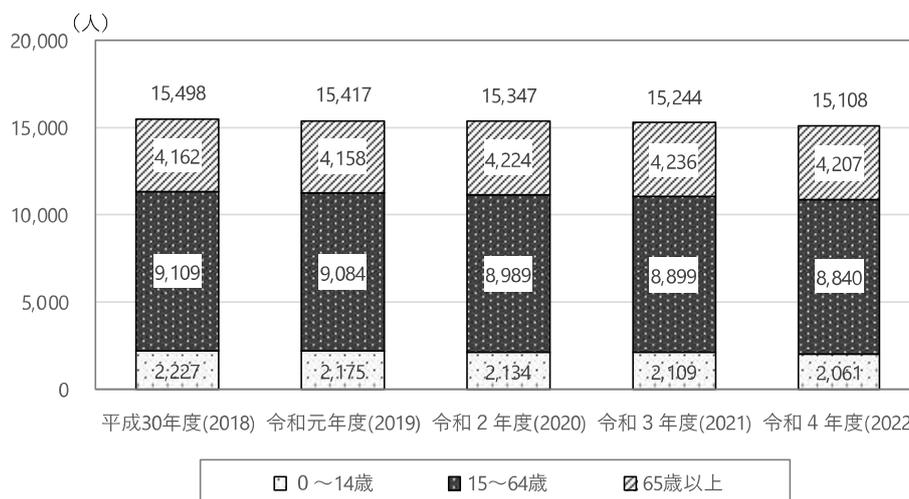
第2章 玉城町の障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の推移

当町の人口は、令和4年度末の人口は15,108人です。平成30年度から緩やかな減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口が2,061人(13.7%)、15～64歳の生産年齢人口が8,840人(58.5%)であり、平成30年度から大きく減少しています。一方、65歳以上の老年人口は4,207人(27.9%)で増減はあるものの、緩やかな増加傾向となっています。

図：年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年度末日現在)

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

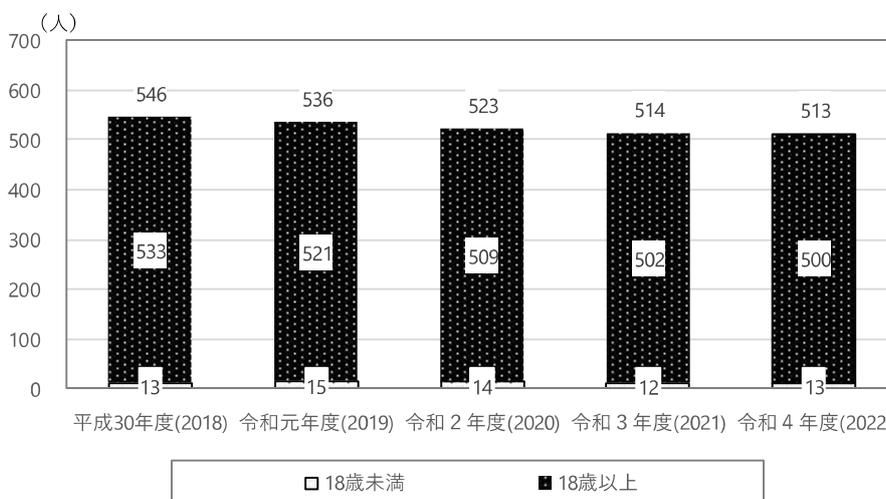
①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

当町の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度までは緩やかな減少傾向を示し、令和4年度は513人です。

年齢別にみると、18歳未満の子どもはほぼ横ばいの状況です。

図：年齢2区分別身体障害者手帳所持者数の推移



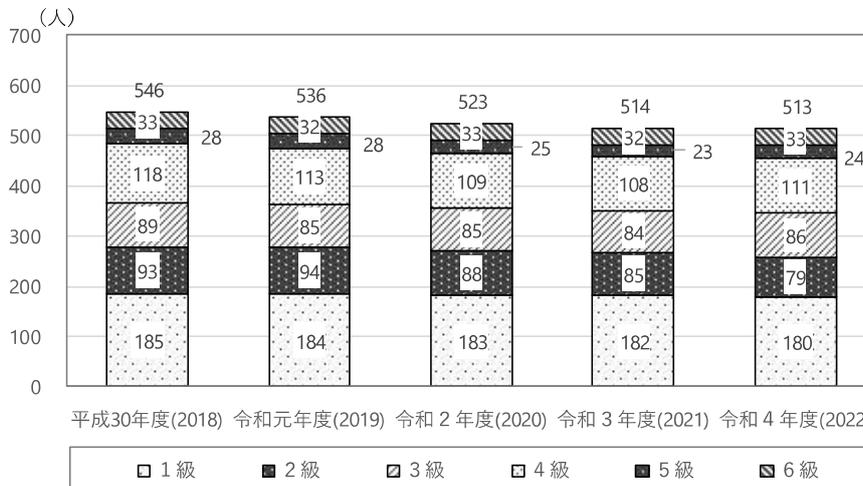
資料：保健福祉課(各年度末日現在)

②障がいの等級別身体障害者手帳所持者数

障がいの等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、最重度である「1級」が180人で最も多くなっています。

1、2級は緩やかに減少しています。

図：障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移



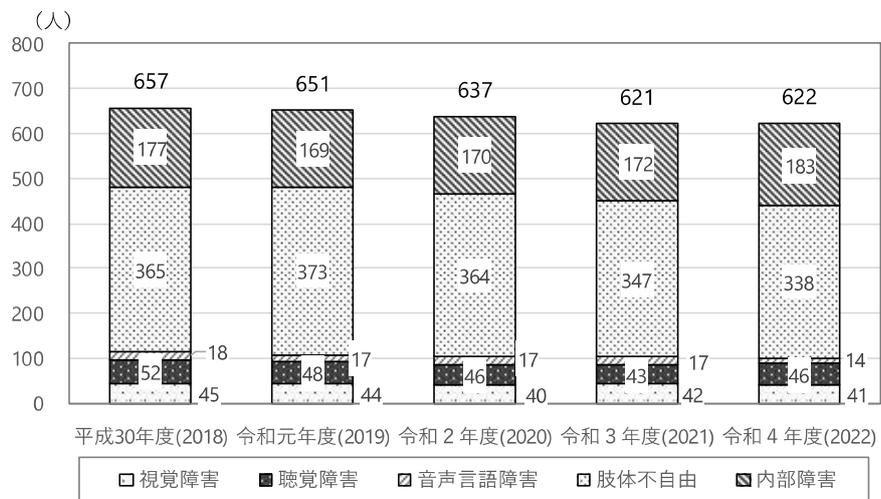
資料：保健福祉課(各年度末日現在)

③障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

障がいの種類別の身体障害者手帳所持者数(延人数)の推移をみると、「肢体不自由が」が 338 人で最も多く、半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が 183 人となっています。「聴覚障がい」46 人、「視覚障がい」41 人、「音声言語障がい」14 人と続いています。

各障がいの推移をみると、肢体不自由は減少傾向にあり、内部障がいは令和4年度に増加しています。

図：障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課(各年度末日現在)

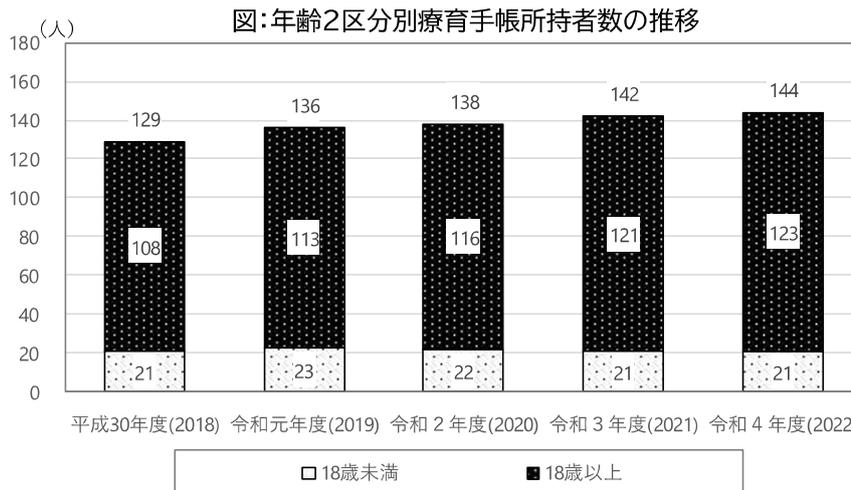
(2) 療育手帳所持者

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳は、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。

当町の療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度まで増加傾向が続き、令和4年度は144人です。

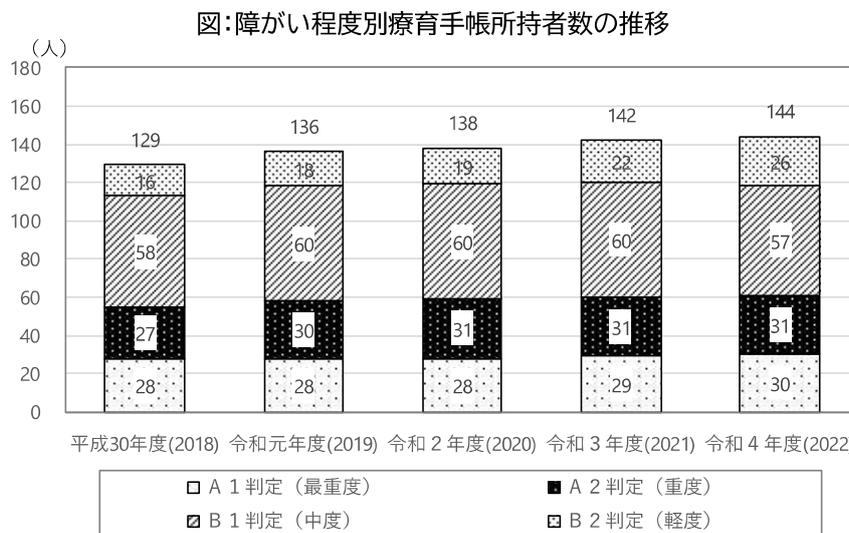
年齢2区分別にみると、18歳未満の人数はほぼ横ばいとなっています。



②障がい程度別療育手帳所持者数

三重県の療育手帳の障がい程度は、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4段階に分かれています。

当町の障がいの程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度は、「A判定」のうち、A1が30人、A2が31人です。A1、A2ともにやや増加傾向で推移しています。「B判定」は、B1が57人、B2が26人でB1は横ばい、B2がやや増加傾向で推移しています。



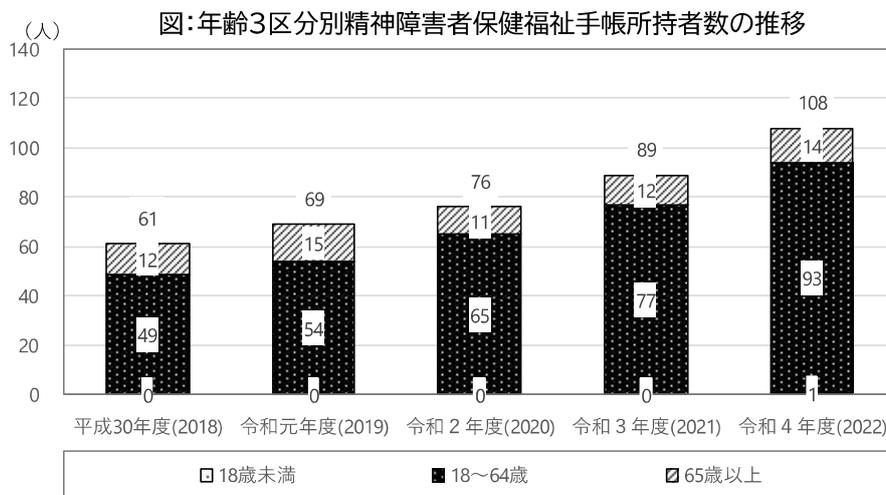
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。

当町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度から令和4年度まで増加傾向が続いています。令和4年度には108人となり、全人口の0.7%となっています。

年齢3区分で見ると、18歳未満は令和4年度に1人です。18歳～64歳及び65歳以上は増加が続いています。

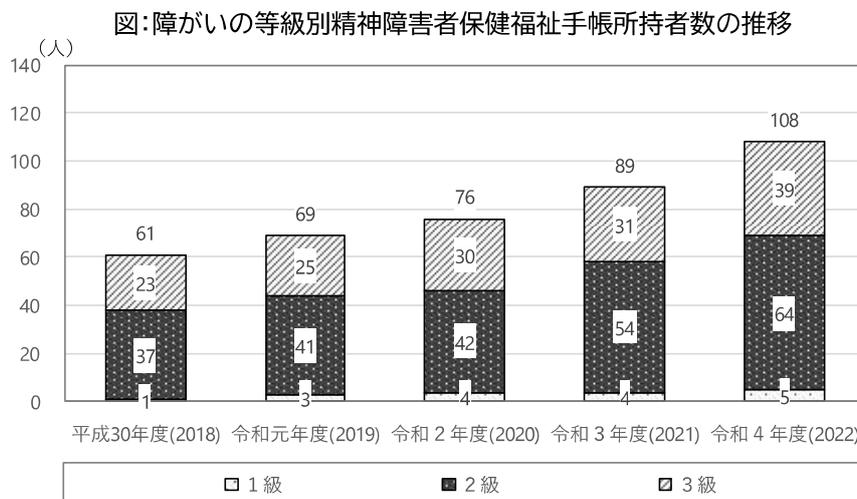


資料：保健福祉課(各年度末日現在)

②障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

障がいの等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「1級」が5人、「2級」が64人で最も多く、「3級」39人が続いています。

各等級別とも平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向となっています。



資料：保健福祉課(各年度末日現在)

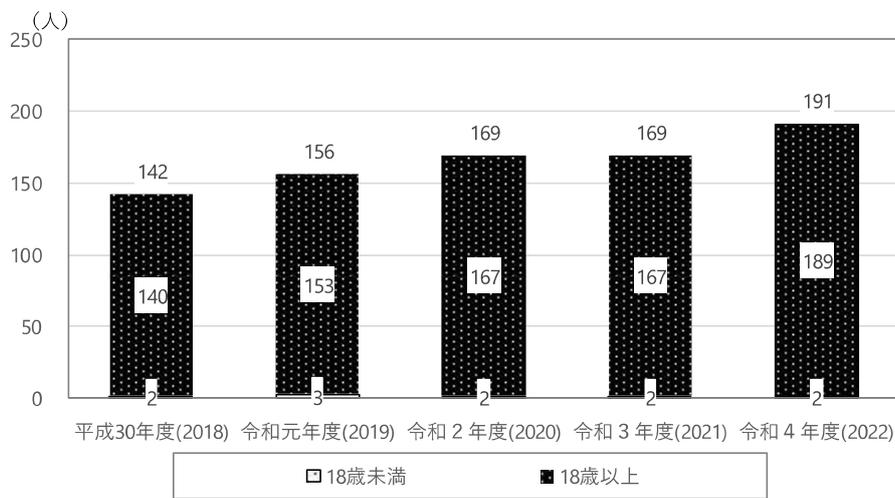
③自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)制度とは、精神疾患(てんかん含む)の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費が公費にて負担される制度です。

当町の自立支援医療(精神通院医療)の受給者数は、平成 30 年度から令和4年度にかけて増加傾向が続いています。令和4年度は 191 人です。

年齢2区分で見ると、18 歳未満は令和4年度には2人で、ほぼ横ばいです。一方、18 歳以上の方は、令和4年度には 189 人と増加傾向で推移しています。

図：年齢2区分別自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



資料：保健福祉課(各年度末日現在)

(4) 難病

①難病患者数の推移

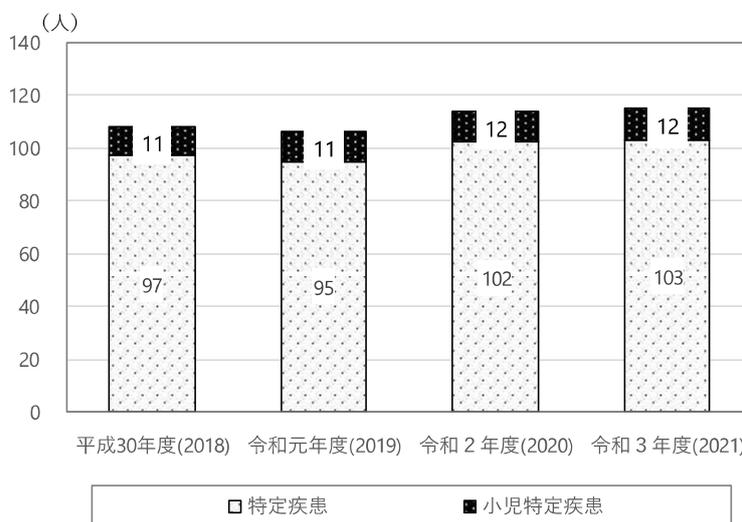
難病とは、発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患のことです。そのうち、国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病を「指定難病」と呼びます。

指定難病は、令和3年11月から338疾病に拡大しています。

当町の難病患者は平成30年度から令和3年度にかけて増加傾向にあります。令和3年度は103人で、38の指定難病の患者です。

また小児特定疾患の患者数は横ばいです。

図：難病患者数の推移



資料：伊勢保健所(各年度末日現在)

②難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病別患者数の推移

| 番号 | 病名 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|-----|----------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 5 | 進行性核上性麻痺 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | パーキンソン病 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| 11 | 重症筋無力症 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 13 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 14 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 多系統萎縮症 | 1 | | | |
| 18 | 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 22 | もやもや病 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 34 | 神経線維腫症 | | | | 1 |
| 37 | 膿疱性乾癬(汎発型) | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 43 | 顕微鏡的多発血管炎 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 44 | 多発血管炎性肉芽腫症 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 46 | 悪性関節リウマチ | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 49 | 全身性エリテマトーデス | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 50 | 皮膚筋炎／多発性筋炎 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 51 | 全身性強皮症 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 52 | 混合性結合組織病 | | | | 1 |
| 53 | シェーグレン症候群 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 56 | ベーチェット病 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 57 | 特発性拡張型心筋症 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 58 | 肥大型心筋症 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 61 | 自己免疫性溶血性貧血 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 63 | 特発性血小板減少性紫斑病 | 2 | 2 | 3 | 5 |
| 69 | 後縦靭帯骨化症 | 7 | 6 | 6 | 5 |
| 84 | サルコイドーシス | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 85 | 特発性間質性肺炎 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 88 | 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 | | | 1 | 1 |
| 90 | 網膜色素変性症 | 10 | 9 | 9 | 7 |
| 93 | 原発性胆汁性胆管炎 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 96 | クローン病 | 3 | 4 | 5 | 5 |
| 97 | 潰瘍性大腸炎 | 13 | 13 | 13 | 10 |
| 113 | 筋ジストロフィー | | | | 1 |
| 167 | マルファン症候群 | | | 1 | 1 |
| 179 | ウィリアムズ症候群 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 222 | 一次性ネフローゼ症候群 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 256 | 筋型糖原病 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 300 | IgG4関連疾患 | | 1 | 1 | 1 |
| 306 | 好酸球性副鼻腔炎 | | | 1 | 1 |
| 331 | 特発性多中心性キャッスルマン病 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 97 | 95 | 102 | 103 |

資料:伊勢保健所

(5) 障がいのある児童の状況

①特別支援学級・特別支援学校に通う児童数の推移

当町の特別支援学級に通う子どもの人数は令和5年度には、小学校が 32 人、中学校が 18 人です。小学校は令和2年以降横ばいで推移しています。中学校は増加傾向が続いています。

特別支援学校に通う子どもは、令和5年度には 16 人で、平成 30 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

表:特別支援学級・特別支援学校に通う児童・生徒数の推移

| | 平成 30 年度 (2018) | 令和 元年度 (2019) | 令和 2年度 (2020) | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) |
|--------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 特別支援学級 | 20 | 29 | 38 | 43 | 46 | 50 |
| 小学校 | 15 | 25 | 32 | 31 | 30 | 32 |
| 中学校 | 5 | 4 | 6 | 12 | 16 | 18 |
| 特別支援学校 | 17 | 16 | 14 | 14 | 15 | 16 |
| 小学部 | 3 | 3 | 2 | 3 | 5 | 9 |
| 中学部 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 2 |
| 高等部 | 10 | 9 | 9 | 7 | 7 | 5 |

資料:教育委員会(各年度5月1日現在)、特別支援学校

3 第3次障がい者基本計画での取り組み状況と課題について

第3次障がい者基本計画について、各事業の取り組み状況、現況データの整理、関係団体へのヒアリング調査、障がいのある人や障がいのある子どもへのアンケート調査、一般住民を対象としたアンケート調査結果等をもとに、基本計画ごとに、取り組みの状況と課題について取りまとめました。

基本目標1 障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人への理解を深めます

広報誌やケーブルテレビを通じた啓発活動や講演会の開催等を実施していますが、個別の障がいを理解する取り組みが十分にはできていません。

特別支援学校と町内の小中学校との交流や社会福祉協議会が実施する福祉教育の実践等子どもたちへの取り組みは進んでいますが、コロナ禍で活動ができなくなった面もあり、活動の再開が必要です。

アンケート結果を見ると、一般住民調査では、障がいがある人の福祉への関心は67%が『ある』（「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」）と回答しています。

障がいがある人への差別や偏見については、37%が『ある』（「あると思う」+「少しはあると思う」）と感じており、それは視線や仕事等の収入面、教育の場で感じるという割合が高くなっています。また、差別や偏見については、「わからない」という回答が43%と最も高く、関心が低いことがうかがえます。

障がいのある人では、差別や偏見を『感じる』（「よく感じる」+「ときどき感じる」）が障がいの種類によって異なるが、30～50%程度の人を感じています。

町民の理解を深めるために必要なことは、一般住民調査では、「学校での福祉教育」「障がいのある人の積極的な社会進出とサポート」が高くなっている。障がいのある人は、「福祉教育」「交流」「行事やイベント」「啓発活動」等多くの項目が求められています。

前回調査に比べて、一般住民調査では、障がいのある人に対する差別や偏見があると回答した比率は変わりませんが、障がいのある人の回答では、各障がいとも差別や偏見を感じると回答した比率がやや低くなっていることから、一般住民の理解を高めるためのさらなる取り組みが必要です。

基本目標2 行政上の配慮を充実し、自己決定を支援します

ホームページや SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)はウェブアクセシビリティに対応する等の取り組みを進める一方で、提供する情報の更新が十分にできていない等、行政側の対応が十分にできていない状況もあります。

また、コミュニケーション支援といった取り組みを進めているが、利用者数が少ない状況にあります。

ニーズが少ない中でも支援が必要な人には十分に対応できるような職員の資質の向上が必要です。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人の情報の入手手段としては、携帯電話やパソコンの比率は低く、人づてでの情報入手が高くなっています。

また、生活する上での必要な情報を入手するために必要な取り組みへの要望は、多岐に渡っていますが、“広報はわかりやすい表現にする”、“公共施設の案内はわかりやすくしてほしい”といった要望は高くなっています。

基本目標3 安心できる地域生活を支援します(生活支援)

障がいのある人の意思決定の支援の促進に向けた研修の実施や、成年後見制度の利用促進等を進めています。成年後見制度については、委員会を設置し、さらなる推進を行う体制を整えたところです。

障がいのある人のアンケート調査結果をみると、成年後見制度内容の認知度については30%以上、利用意向は療育手帳所持者で25%あるが、身体・精神の手帳所持者等ではかなり低い状況です。前回調査から認知度は高くなる傾向にあり、引き続き広報啓発等が必要です。

各種支援やサービスについては、必要な対応を進めていますが、高齢者福祉サービスと同様の障がい福祉サービスが提供されていないなどの状況もあり、必要なサービスの充実が求められます。

難病患者については、その把握や情報提供等が十分ではなく、計画内容の着実な取り組みが必要です。

権利擁護や虐待の防止については、関係機関が連携する仕組みがあり、必要な取り組みを進めていくことが重要です。

地域福祉活動については、社会福祉協議会を中心に取り組みが進められていますが、コロナ禍で中断されている活動もあり、活動の見直しや再開が求められています。

基本目標4 健康の保持・増進を支援します(保健・医療)

健康診断の充実等、病気や障がいの早期発見に取り組み、医療機関との連携等により、必要な治療や療育につなげています。

難病患者については、制度の利用に関する情報提供を行うことが重要です。

基本目標5 生涯にわたり学ぶ機会を確保します(教育・療育)

乳幼児期からの一貫した支援体制の整備や、ともに学ぶ教育の推進、障がい児保育の推進等、共に学ぶ教育を推進しています。ただし、放課後や長期休暇中の居場所づくりにおいて支援員の不足や、強度行動障がいへの対応ができない等の理由から受け入れに制限がかかっている現状があります。また、学校施設のバリアフリー化が十分ではなく、障がいの有無に関わらず、だれもが利用しやすい施設整備の推進が必要です。

また、障がいのある人の理解や親睦のための交流は、玉城町地域自立支援協議会の部会や社会福祉協議会等を通じて実施していますが、コロナ禍で中断しているものもあり、再開が必要です。

障がいのある子どものアンケート調査結果をみると、望ましい就学環境については「地域の学校の特別支援学級で、専門的な教育」が最も高くなっています。また、保育や教育で充実してほしい支援の内容は多岐に渡っている状況です。

基本目標6 いきいきと働ける環境をつくります(雇用・就労)

一般企業等での就労に向けた支援は、民間企業への調査等の取り組みは行いましたが、継続的な働きかけは十分にはできていません。

障がいの程度に応じた就労支援サービスについては、必要な人が利用できる状況ではありますが、コロナ禍において利用が減少した状況もあります。

障がいのある人を対象とするアンケート調査結果において、障がいのある人が就労支援として必要としていることは、通勤手段の充実や企業の理解、同僚等の理解が高くなっています。

基本目標7 安全で暮らしやすい生活環境を築きます(防災・生活環境)

公共施設のバリアフリー化は、新施設整備の実績はなく、既存施設についても、手すりの設置や歩道の設置に留まっており、バリアフリー化、ユニバーサルデザインが進んでいるとは言い難い状況です。

移動手段としては、元気バスがあります。利用者は増加傾向にあり、障がいのある人の利用もみられます。

ガイドヘルパーについては、利用が少なく、ヘルパーの養成には至っていない状況にあります。

防災については、防災計画が改訂されており、個別避難計画の策定が進められています。

障がいのある人を対象とするアンケート調査結果をみると、災害時の情報入手方法は、テレビや携帯電話等が高くなっている一方で、人づてでの情報収集が高くなっています。

災害時の障がいのある人の困りごととして、自分の意思をうまく伝えられない、トイレなどの設備利用ができるか不安、ケアが受けられるか不安、避難場所を知らないといったことが高くなっています。

4 玉城町地域自立支援協議会各部会からの提言

(1) しごと部会からの提言

○就労に移行できない人の居場所の開設・家族の相談の場の確保として、地域活動支援センターの設置

当町では、就労を含めた社会参加をすることが難しい人が地域にいます。

また、ひきこもり対策について、具現化した施策が当町では実施されておらず、就労に繋がらないケースやひきこもりの当事者や家族が社会と繋がる場がありません。

このため、当事者や家族が集まり、交流や就労に向けた社会参加ができる地域活動支援センターの設置が必要です。

(2) くらし部会からの提言

○基幹相談支援センターの設置および特定相談支援事業所の相談支援体制の強化

障がいのある人の相談は、16 歳から 64 歳、場合によっては高齢者も含まれることもあり、年齢も幅広く、障がいの種類も、身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、難病と多岐に渡っており、ケース対応には重層的かつ専門的な相談支援体制が必要です。

その中にはひきこもりの状態にあるケースの相談もあります。

また、特定相談支援事業所は基本相談が義務づけられていますが、ケース対応をしても、サービスに繋がらず、収益が発生しない相談も多く、事業所の運営課題の一つでもあります。

このため、以下の4点の取り組みが必要です。

- ①基幹相談支援センターの早期設置
- ②特定相談支援事業所の運営強化
- ③ひきこもりの人たちの居場所の設置(地域活動支援センター)
- ④ひきこもり家族の人の相談から見えてきた居場所や家族会の創出

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

令和3年3月に策定した第6次総合計画では「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」をまちの将来像として掲げ、5つの将来目標に向かって取り組むこととしており、障がい福祉を含む健康・福祉分野では、「みんなが健康で、ともに支え合うまち」を将来目標に掲げて推進しています。

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、総合計画に基づき、障がい福祉の取り組みを具体化して取り組んでいくために、以下の基本理念を掲げます。

だれもが自分らしく、心豊かに暮らせる 安心と共生のまちづくり

障がいのある人の多様なニーズを常に把握しながら、地域の中で、ともに自立した日常生活を送れるような支援体制と、障がいのある人自身はその能力を十分発揮できるような環境整備の充実を図ります。

さらに、障がいのある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が協力し合い、また、互いに助け合い、支え合いながら障がいの有無に関わらず、ともに生きる共生の地域社会づくりをめざします。

2 基本目標

(1) 障がいのある人の権利を尊重し、理解を深めます/

孤立を防ぎ、生きがいを育むつながりづくりを支援します。

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」の周知・広報に努め、社会のあらゆる場面における差別の解消や障がい者虐待の防止、障がいのある人の権利を守るための取り組みを進めます。

障がいのある人が地域の中で自立し、社会参加しながら生活を送るためには、地域の住民が障がいのある人についての理解を深めることも必要です。障がいに関する学習や障がいのある人との交流の機会を増やすなどの取り組みを進めていきます。

また、障がいを背景とする孤立を防ぎ、人とのつながりを育む取り組みも行っています。

(2) 障がいのある人も安全で暮らしやすい環境を整備します

障がいのある人が地域の中で安全に、安心して暮らしていけるように、安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、施設のバリアフリー化をはじめ、障がいのある人にも配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

(3) 障がいのある人の情報取得の向上と自己決定を支援します

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人に配慮した情報通信機器の充実やサービスなどにより、障がいのある人の情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援を推進します。

あらゆる場面で障がいのある人が意思を表明し、自己決定できるように環境の整備を進めます。

(4) 防災・防犯を推進します

障がいのある人が災害時にも安全に、安心して対応できるよう防災や復興に向けた取り組みを推進します。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るための取り組みを進めます。

(5) 健康の保持・増進を支援します

障がいを早期に発見し、早期治療に結び付けられるよう、ライフステージに応じた健診を推進するとともに、健診後のフォローアップを推進していきます。

障がいのある人が地域の一員として自分らしく暮らしていけるように、医療と連携を図っていきます。

(6) 安心できる地域生活を支援します

障がいのある人が望む暮らしを実現できるように、意思決定の支援、相談支援を充実していきます。生活を支援する障がい福祉サービスの量的・質的な充実を進めます。

(7) 生涯にわたる学ぶ機会の確保と社会参加による生きがいづくりを進めます

障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加に向けて、教育ニーズに即した途切れない教育と支援を進めます。

障がいのある人が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などに親しむことができる機会の提供や環境整備に取り組みます。

(8) いきいきと働ける環境づくりと経済的自立を支援します

働く意欲のある障がいのある人が、その能力と適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保します。

一般企業等での就労に向けた支援を行っていくとともに、一般企業等では就労が困難な人のために福祉的就労の場を確保していきます。同時に、就労に結びつけていくための自立訓練等を行っていきます。

3 施策の体系

| | |
|---|---|
| <p>1 障がいのある人の権利を尊重し、理解を深めます/ 孤立を防ぎ、生きがいを育むつながりづくりを支援します</p> | <p>(1)権利を守る支援の推進 (2)虐待の防止 (3)障がいを理由とする差別の解消の推進 (4)障がいに関する理解の推進 (5)福祉教育の推進 (6)交流活動の促進 (7)地域福祉活動の促進</p> |
| <p>2 障がいのある人も安全で暮らしやすい環境を整備します</p> | <p>(1)安全な移動手段の確保・充実 (2)障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> |
| <p>3 障がいのある人の情報取得の向上と自己決定を支援します</p> | <p>(1)意思決定の支援の推進 (2)障がいのある人に配慮した情報提供の充実 (3)意思疎通支援の充実 (4)選挙や町行事など行政機関における配慮等の実施</p> |
| <p>4 防災・防犯を推進します</p> | <p>(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者トラブル等防止と被害からの救済支援</p> |
| <p>5 健康の保持・増進を支援します</p> | <p>(1)障がいの原因となる疾病等の早期発見・予防・対応 (2)精神保健・医療の適切な提供</p> |
| <p>6 安心できる地域生活を支援します</p> | <p>(1)相談支援体制の充実 (2)地域生活を支える支援の充実 (3)福祉サービス提供体制の充実と質の向上 (4)障がいのある子どもに対する支援の充実</p> |
| <p>7 生涯にわたる学ぶ機会の確保と社会参加による生きがいづくりを進めます</p> | <p>(1)障がいのある人も、ない人も、ともに学ぶ教育の推進 (2)就学前教育・保育の充実 (3)生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4)文化・スポーツ・レクリエーション・地域活動への参加の促進</p> |
| <p>8 いきいきと働ける環境づくりと経済的自立を支援します</p> | <p>(1)総合的な就労支援体制の充実 (2)障がいのある人の雇用の促進 (3)障がいの特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保 (4)経済的自立の支援</p> |

第2部 玉城町第4次障がい者基本計画

第1章 施策の基本方向と取り組み

1 障がいのある人の権利を尊重し、理解を深めます/ 孤立を防ぎ、生きがいを育むつながりづくりを支援します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 障がいのある人や 家族等の成年後見 制度の認知度 | 30% | 40% | 50% |
| 広報・啓発活動の 回数 | 5回 | 6回 | 7回 |
| 交流の機会づくり の回数 | 3回 | 4回 | 5回 |

(1) 権利を守る支援の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 権利擁護に関する普及・啓発 | 町民および関係者に対する成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発に取り組みます。 支援を必要とする方および家族への理解が深まるよう、研修会や講演会・地域や関係機関への出前講座などに取り組みます。 | 保健福祉課 |
| 適切な支援につなげる仕組みづくり | 本人の意思を丁寧にくみ取った権利擁護支援（日常生活自立支援事業・成年後見制度など）につなげるため、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、玉城町社会福祉協議会等と、情報や知識を共有し、連携するネットワークづくりに取り組みます。 | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 権利擁護の取り組み体制の充実 | <p>日常生活自立支援事業生活支援員や市民後見人・法人後見などの地域で権利擁護支援を担う人材育成に努めます。</p> <p>身近な地域で本人の想いが尊重されるように見守る環境づくりに取り組みます。</p> <p>市民後見人や身元保証など当町単独での取り組みが難しい案件について、近隣市町との連携や伊勢志摩圏域自立支援協議会など広域で課題に取り組みます。</p> | 保健福祉課 |

(2) 虐待の防止

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 虐待の防止と支援体制の強化 | <p>障がいのある人への虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を推進します。</p> <p>高齢者等虐待防止ネットワーク会議において、情報共有・報告を行い、虐待防止に努めます。</p> <p>障がいのある人への虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、サービス事業所、医療機関、学校、警察、児童相談所等の関係機関との連携を図りながら障がいのある人及び養護者への支援体制を強化します。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所等を対象とした研修会を開催し、障がいのある人への虐待についての正しい理解を促進します。</p> | 保健福祉課 |
| 見守りネットワーク活動の推進 | <p>民生委員児童委員等の関係機関との連携を強化し、虐待等の早期発見や適切な対応が行えるよう、見守りネットワーク活動を推進します。</p> | 保健福祉課 |

(3) 障がい理由とする差別の解消の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|----------------|
| 人権教育事業の推進 | 障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、学校教育とも連携を図り、啓発や学習の機会を設けます。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 「障害者差別解消法」の周知・啓発 | 「障害者差別解消法」の周知・啓発に努め、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いを解消することや、合理的配慮について住民や事業者に対して理解を深めます。 | 保健福祉課 |

(4) 障がいに関する理解の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|----------------|
| 様々な媒体を活用した障がいに対する理解の促進 | 「広報たまき」やホームページ等において、障がいそのものや障がいのある人について住民の理解と啓発を進めます。また、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援の方法などについて紹介し、住民の理解を深めるように努めます。 ケーブルテレビの自主放送枠に加えて、LINE(ライン)などSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用を推進し、障がいに関する情報提供や諸問題についての啓発を行います。 | 保健福祉課 総務政策課 |
| 「障害者週間」を中心とした広報・啓発 | 「障害者週間」(12月3日から12月9日)の期間を活用し、啓発チラシの配布等様々な広報を行うほか、玉城町地域自立支援協議会、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、障がいへの理解を深めるための啓発活動等を展開します。 | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|--------------------|
| 理解が進みにくい障がいへの啓発促進 | 精神障がい、発達障がい、難病、内部障がい等、理解が十分に進んでいない障がいについて、各種広報媒体の活用や講座の開催などにより、理解の促進や支援のあり方等の周知を図ります。 | 保健福祉課 |
| 町職員に対する障がいのある人の理解の周知・啓発 | 町職員に対して、障がいのある人への差別や理解に関する研修等を実施します。 障がいのある人に対する思いやりの心を醸成し、丁寧な対応が行えるよう努めます。 また、窓口において筆談ボードを設置する等の配慮を行います。 | 総務政策課 および 全課 |

(5)福祉教育の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|----------------|
| 学校における福祉教育の推進 | 小中学校において福祉教育や福祉体験、職場体験学習を推進し、地域にある福祉施設や福祉事業所等と連携しながら、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 人権教育の推進 | 福祉学習を年間計画に位置づけて推進し、児童生徒の意識を高めながら、実践的な活動につなげていきます。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 各種講座・教室の開催 | 公民館や図書館等、社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための学習活動やボランティア養成講座の推進に努め、障がいのある人と地域住民との協働による実践活動へとつなげます。 | 教育委員会 保健福祉課 |

(6)交流活動の促進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------------|---|----------------|
| 学校における交流活動および共同学習の推進 | 特別支援学校玉城わかば学園や度会特別支援学校と近隣の小中学校との定期的な交流会の実施や文化祭等の学校行事への参加を進め、双方向による交流や共同学習の機会を設けます。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 交流の場づくり | 日常的なふれあい・交流ができるようなレクリエーション活動を推進します。玉城町地域自立支援協議会、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等が行う事業においても、住民やボランティア等との交流が促進されるよう努めます。 たまリンピック、ちょっとネット会議・茶話会等を開催し、障がいのある人と地域住民との交流を深めます。 | 保健福祉課 |
| デジタルトランスフォーメーションの推進 | デジタル技術を活用することにより、新たな“つながり”が生まれ、当事者の選択肢が広がるなど、自分らしい生き方や人とのつながりを選択できる環境づくりを推進します。 | 保健福祉課 総務政策課 |

(7)地域福祉活動の促進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 地域福祉活動への支援 | 町自治区や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の主体的な活動を支援します。 町内各地域の福祉力の向上を図るため、多様な主体と連携します。 | 保健福祉課 |
| 小地域ネットワーク活動の推進 | 障がいのある人をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、見守りネットワーク活動を推進します。 障がいのある人や高齢者、また地域から孤立しがちな方の居場所や集いの場をすべての地域で実施できるよう、支援していきます。 | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| ボランティアの育成と活動の支援 | <p>社会福祉協議会や NPO 法人等と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、各種活動の周知を図ります。</p> <p>児童生徒等、子どもたちからのボランティア活動を推進します。</p> <p>ボランティア活動基盤の整備や活動機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりに努めます。</p> | 保健福祉課 |
| 地域と専門職の連携の強化 | <p>小地域ネットワーク活動など地域の幅広い活動の場で障がい福祉サービスや医療機関などに従事する専門職が必要に応じて連携し、地域福祉や障がい福祉を推進します。</p> <p>必要に応じて、自立支援協議会の活動や地域での学習会や交流事業などに専門職の参画を求めます。</p> | 保健福祉課 |

2 障がいのある人も安全で暮らしやすい環境を整備します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 高齢者及び重度身体障がい者タクシー料金助成事業利用者数 | 10件 | 20件 | 30件 |
| バリアフリー法に基づくバリアフリー推進協議会の開催数 | — | 1回 | 1回 |

(1)安全な移動手段の確保・充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------|
| 障がいがある方へやさしい移動・交通支援の充実 | <p>オンデマンド方式で運行している「元気バス」の利便性向上を図り、障がいのある人や高齢者の生活を支え、社会参加を促進します。</p> <p>「高齢者及び重度身体障がい者タクシー料金助成事業」を活用し、通院支援を実施します。</p> | 保健福祉課 |
| 移動支援事業の充実 | 障がいのある人の買い物や通院等の外出を支援するため、移動支援事業の充実を図ります。 | 保健福祉課 |

(2) 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------------------|
| ユニバーサルデザインの推進 | 障がいのある人や子どもをはじめ、だれもが使いやすいユニバーサルデザインを推進します。 | 全課 |
| 公共施設のバリアフリー化 | <p>既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を進めます。また災害時に避難所としての機能を果たすことができるよう必要な整備を進めます。</p> <p>公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。</p> <p>バリアフリー法に基づくバリアフリー推進協議会を開催し、当町のバリアフリーを推進します。</p> | 建設課 総務政策課 保健福祉課 |
| 民間施設への啓発 | 障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等の周知を図り、事業者等の理解が深まるよう努めます。 | 保健福祉課 |
| 道路等、交通環境の整備 | 障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道等の確保・拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。 | 建設課 |
| 公園等の整備 | 障がいのある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレの設置やバリアフリー化、町管理公園において、インクルーシブ遊具の設置など利用しやすい施設整備を進めます。 | 建設課 保健福祉課 |

3 障がいのある人の情報取得の向上と自己決定を支援します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 意思決定に関する 研修会等の実施 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 町行事等への手話 通訳・要約筆記の 派遣数 | 1件 | 1件 | 1件 |

(1) 意思決定の支援の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|-------|
| 意思決定支援ガイ ドラインに基 づく支援の提供 | 日常生活や社会生活等において障がい者の 意思が適切に反映されるよう、障がい福 祉サービスを提供する事業者や関係団体 に対し、意思決定支援ガイドラインの周知に 取り組むとともに、研修会等を実施しま す。 意思決定支援が適切に行えるよう、体制 の構築に取り組めます。 | 保健福祉課 |

(2) 障がいのある人に配慮した情報提供の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------|--|----------------|
| 情報のバリアフ リー化の推進 | 「広報たまき」やホームページについ て、文字の大きさやフォント、色彩等に配 慮し、障がいのある人にとって見やすく、 わかりやすい情報の提供に努めます。 ホームページにおける、ウェブアクセシ ビリティなど障がいのある人の特性やニー ズに対応した情報提供の方法等を把握・検 討し、必要に応じて導入していきます。 | 総務政策課 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|----------------|
| 障がいのある人が見やすい「ガイドブック」の作成 | 「福祉ガイドブック」や「医療と介護・福祉のガイドブック」等の案内冊子は定期的に更新を行い、最新情報の提供に努めます。また、障がいや難病のある人にわかりやすい内容やデザインに努めます。 | 保健福祉課 |
| 情報機器を活用した情報の発信 | 防災・防犯情報や町の情報発信について、ファックスやメール、公式ラインなど情報機器を活用し、聴覚に障がいのある人に必要な情報が伝達できるように取り組みます。 | 総務政策課 保健福祉課 |

(3) 意思疎通支援の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|----------------|
| 手話に触れる機会づくりと「三重県手話言語条例」の啓発 | 県等が実施している手話講座の受講を推進したり、学校で手話に触れる機会や手話サロンを設けるなど町内で手話に触れる機会を増やすように努めます。また「三重県手話言語条例」の周知・啓発を図ります。 | 保健福祉課 教育委員会 |
| コミュニケーション支援 | 手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行い、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。 | 保健福祉課 |

(4) 選挙や町行事など行政機関における配慮等の実施

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|----------------|
| 障がいのある人が利用しやすい投票環境の整備と投票に対する支援の充実 | 投票所となる会場のバリアフリー化を図り、障がいのある人が投票しやすい環境を整備します。 投票所において障がいの特性に応じた支援を行います。代理記載制度や点字投票、郵便投票など選挙権行使の支援を行います。 | 総務政策課 保健福祉課 |
| 窓口における意思疎通支援の充実 | 窓口において適切な配慮が行われるよう、町職員が障がいへの理解を深めます。各課窓口で筆談ボードなどを設置し、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。 | 全課 |
| 町行事等への手話通訳の実施 | 町主催行事等において手話通訳や要約筆記等を取り入れ、聴覚に障がいのある人が参加できるように取り組みます。 | 全課 |

4 防災・防犯を推進します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|---------------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 社会福祉施設等の 二次避難所(福祉 避難所)協定数 | 3施設 | 3施設 | 4施設 |
| 障がいのある人等 も参加した福祉避 難所運営訓練の実 施 | 協議 | 実施 | 実施 |

(1) 防災対策の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|----------------|
| 地域防災計画の 推進 | 「玉城町地域防災計画」に基づき、減災への取り組みや地域における防災体制の充実を図るとともに、障がいのある人をはじめとする災害時の避難に配慮が必要な人への支援を進めます。 | 総務政策課 保健福祉課 |
| 避難支援体制の 構築および避難 支援の推進 | 避難行動要支援者名簿に基づき、要支援者に対する情報把握・情報共有を行うとともに、『個別避難計画』を作成し、迅速な避難誘導や安否確認等の支援体制の構築に取り組みます。 自治区、民生委員児童委員、自主防災組織、関係社会福祉施設、障がい福祉サービス事業所、各種ボランティア団体との連携を進め、地域ぐるみの避難体制づくりを推進します。 | 保健福祉課 総務政策課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------------|
| 避難所運営の配慮 | <p>災害時の避難所生活に対する不安の解消や、医療・介護的な支援が必要な方への施策として、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定します。</p> <p>また、近隣市町を含めた福祉施設等との災害時協定を推し進め、有事の際に確実に対応ができる体制づくりを促進します。</p> <p>「福祉避難所運営マニュアル」の継続した見直しと訓練を実施することで災害時に備えます。</p> | 保健福祉課 総務政策課 |
| 自主防災組織の育成と活動の推進 | <p>自治区を単位とした地域住民による自主防災組織の結成を進めるとともに、自主防災リーダーの育成や防災組織同士の連携体制づくりを支援します。</p> <p>また日頃から障がいのある人も含めた防災訓練等を重ねることで、顔の見える関係づくりに努め、住民同士支え合い活動を推進します。</p> | 総務政策課 保健福祉課 |
| 障がいのある人に配慮した情報伝達手段の充実 | <p>災害時にとどまらず、住民全体の保護の必要性が生じた場合等、その情報を瞬時に各地域及び住民に提供するシステム（J-ALERT）やエリアメールを活用し、情報伝達の充実に努めます。</p> <p>聴覚障がい・言語障がいのある人に、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、防災無線を活用した情報伝達を実施します。</p> | 総務政策課 保健福祉課 |

（２）防犯対策の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| 地域防犯体制の確立 | <p>自治区をはじめ、警察や伊勢度会地区生活安全協会、玉城町生活安全推進協議会と連携し、防犯・暴力追放運動を推進するとともに、地域単位による防犯活動への支援と地域における防犯体制の確立を図ります。</p> | 税務住民課 |

(3) 消費者トラブル等防止と被害からの救済支援

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 消費者トラブル等防止の取り組み | 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、消費者保護に関する情報提供、学びの場づくり、また消費生活相談を実施します。 | 産業振興課 |
| 相談支援体制の充実 | 権利擁護支援の推奨、無料法律相談の実施など、消費者被害等に対応した相談支援を充実します。 | 保健福祉課 |

5 健康の保持・増進を支援します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|----------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 特定保健指導実施率 | 30% | 45% | 60% |
| こころの健康講演会の開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |

(1)障がいの原因となる疾病等の早期発見・予防・対応

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 乳幼児健康診査等の実施 | 妊婦健康診査をはじめ、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者への支援を行います。 未受診者の把握に努め、受診勧奨を進めながら受診率の向上をめざします。 | 保健福祉課 |
| 成人の健康診査の充実 | 生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率、保健指導実施率の向上をめざします。 障がいの原因となる疾病の予防に向け、各種がん検診の実施を継続して進め、受診率の向上をめざします。 | 保健福祉課 |
| 疾病に対する理解の促進 | 各種健診や教室、相談時等の機会を活用し、障がいの原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。 | 保健福祉課 |
| こころの健康づくりの推進 | 医療機関と連携し、地域、職場、学校の支援を得ながら精神疾患に関する正しい知識の普及や早期発見、早期対応を図ることにより、重症化を防ぐなど、こころの健康づくりを推進します。 | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 障がいのある人の健康づくり | 障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、かかりつけ医を持ち適切な医療や健診を受けることの大切さを啓発します。 医療機関をはじめとする関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。 | 保健福祉課 |

(2) 精神保健・医療の適切な提供

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-------|
| 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取り組み推進 | 医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療を行うとともに、緊急時における救急体制等、適切な精神医療提供体制の確立を目指します。また退院・退所した精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築に向けて取り組みを推進します。 医療機関との連携のもと、医療から福祉への切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、必要な人に適切にサービスが提供できるよう、ニーズの掘り起こしに努めます。 | 保健福祉課 |
| 精神保健福祉における相談支援体制の充実 | 在宅の精神障がい者や家族に対して相談支援の充実が図れるよう、地域共生室に保健師や精神保健福祉士などの専門職の充実を目指します。 医療機関や保健所、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との連携の強化、事例検討等による専門職の資質向上を図ります。また困難な相談内容に関しても、関係機関と連携し、情報共有を行いながら対応していきます。 | 保健福祉課 |

6 安心できる地域生活を支援します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 地域活動支援センターの設置 | 無 | 有 | 有 |
| ひきこもり・ケアラーに関する相談件数 | 5件 | 8件 | 10件 |
| みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成研修受講修了者数 | 2人 | 2人 | 2人 |

(1) 相談支援体制の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------------------------------|---|-------|
| 身近で分かりやすい総合相談体制の充実および基幹相談支援センターの設置 | <p>障がいのある人やその家族が「身近で気軽に立ち寄れる・分かりやすい相談窓口」を目指し、地域共生室にて包括的な相談支援体制のより一層の充実を図ります。</p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等の専門職を配置し、多職種による総合的かつ継続的な相談支援を提供します。</p> <p>障がい分野における総合的な相談支援（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病・高次脳機能障がい）や成年後見制度等の利用支援、虐待の未然防止や早期発見などの権利擁護支援の充実を図ります。</p> | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 地域包括ケアシステムと包括的相談支援体制の構築 | <p>子育て期から学童期、成人、高齢者までに対応した総合的な相談窓口を設置し、支援を行う地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p> <p>新たな課題であるひきこもり、ケアラー等の複雑化・長期化する相談に対する支援を行います。関係団体・関係機関と連携し、地域の相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>障がいの計画相談と高齢・介護のケアマネジャーとの合同研修の場である「ケアマネット会議・そうだん部会」において、情報交換・共有・資質の向上を図り、効果的な支援につなげます。</p> | 保健福祉課 |

(2) 地域生活を支える支援の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 玉城町地域自立支援協議会の運営支援と活性化 | <p>玉城町地域自立支援協議会において、刻々と変化する障がい福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有と障がいのある人の暮らしの向上や充実に向けた取り組みが行えるよう運営を支援し連携を図ります。</p> <p>玉城町地域自立支援協議会の活性化に向け、より円滑な組織のあり方や運営方法について検討を行います。</p> | 保健福祉課 |
| 障がい者団体活動への支援 | <p>町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して活動の支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。障がい者団体の活動のPRを行います。</p> | 保健福祉課 |
| 民生委員・児童委員との連携 | <p>地域住民の身近な相談相手となり、行政との橋渡し役として活動を行う民生委員・児童委員に対して、障がい者支援に係る情報共有等を行い、理解を深め、相談支援活動を実施できるよう連携を図ります。</p> | 保健福祉課 |

(3) 福祉サービス提供体制の充実と質の向上

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 相談支援系・訪問系・日中活動系サービス等の充実 | 障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスおよび地域生活支援事業について、事業者と協力・連携して適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。 | 保健福祉課 |
| 地域生活支援事業の充実 | 意思疎通支援事業、日常生活用具費の支給など事業の充実を図ります。また障がいの有無に関わらず誰もが気軽に集い交流できる場の提供を行う「地域活動支援センター」機能を整備します。 | 保健福祉課 |
| 緊急時に対応が行える支援の充実 | 緊急時の相談支援や短期入所サービスなどの提供を進め、障がいのある人が必要な際に一時的に入所して、専門的な介護を受けながら安心して地域生活を継続できるよう支援します。(地域生活支援拠点等における機能の強化) | 保健福祉課 |
| 福祉人材の確保・育成 | 障がい福祉サービス事業所や玉城町地域自立支援協議会と共に福祉人材の確保・育成に取り組みます。 併せて、職場での悩み等に対応するため、こころの健康づくりについて周知・啓発を行います。 | 保健福祉課 |
| 住まいの場の確保 | 地域において自立して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。 施設への入所が必要な障がいのある人が、円滑に施設入所支援が利用できるよう支援します。 | 保健福祉課 |
| 障がい児福祉サービスの提供体制の整備 | 障がいのある児童が児童発達支援や放課後等デイサービスなどの必要なサービスを利用することで、発達を促すことや、居場所づくりができるよう、提供体制の整備を進めます。 | 保健福祉課 |

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| 相談・指導体制の充実 | <p>乳幼児から青年期まで途切れのない療育支援体制づくりを進めるため、地域共生室において、障がいのある子ども一人ひとりのニーズや情報を一元的に集約・管理し、適切な支援を行います。</p> <p>乳幼児健康診査、乳幼児訪問指導等の場を通じて、乳幼児を対象とした健康相談を実施します。赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）や年間を通じて実施している子ども相談を通じ、支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言など育児に不安感を抱いている保護者への相談体制の充実を図ります。</p> | 保健福祉課 |
| 療育体制の充実 | <p>子どもの青年期までを見据えた途切れのない適切な支援が行えるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成に努めます。</p> <p>発達障がいのある人やその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーによる保育所・小中学校への巡回相談や戸別訪問を推進します。</p> <p>「玉城町こども家庭支援ネットワーク会議」を中心に保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障がい等の早期発見と早期治療に努めます。</p> | 保健福祉課 |
| 医療的ケアを必要とする児童への支援の充実 | <p>医療的ケアを必要とする児童に対して情報収集を行い、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者による連携体制を構築することを目的に協議の場を整備し、医療的ケアが必要な児童への総合的・包括的な支援の充実を図ります。また、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関の参加を得て、18歳以降の支援のあり方について、必要な協議が行われるような体制整備を図ります。</p> | 保健福祉課 |

7 生涯にわたる学ぶ機会の確保と社会参加による生きがいづくりを進めます

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|----------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| パラスポーツ大会 等イベントの開催 | 2回 | 3回 | 4回 |

(1) 障がいのある人も、ない人も、ともに学ぶ教育の推進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| ともに学ぶ教育の推進 | <p>各学校に配置している特別支援教育コーディネーターの連携強化、相互支援を進めるとともに、校内特別支援教育委員会の充実や研究会の開催等を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、体制の充実を推進します。</p> <p>特別支援教育の充実を図るため、学習支援員の配置や非常勤講師の配置を進め、少人数によるきめ細かな指導を行います。</p> <p>障がいの有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |
| 教職員の専門性の向上 | <p>障がいのある児童生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校障がい児教育担当教員間との実践的な交流、研修会を充実します。</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |
| 就学指導の充実 | <p>障がいのある児童生徒の就学先決定にあたり、児童生徒と保護者の意見を尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うように推進します。</p> | 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|
| 学校へ通えない子どもへの支援 | 不登校の状況にある子どもたちが、社会的自立に向けたきっかけを得られるよう、オンラインなど活用した交流や安心できる居場所づくりに取り組みます。また学校と福祉サービス事業所や地域の居場所等との連携を深めます。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 放課後・休暇中の居場所づくり | <p>休暇中や放課後などに障がいのある子どもが安心して安全に過ごせる居場所を確保するため、放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを継続して行います。また、遊びや自主的な活動ができるよう、放課後子どもプラン事業を推進します。</p> <p>地域生活支援事業の一つである日中一時支援事業をはじめ、児童福祉法の改正により創設された児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の実施及び提供基盤の充実を図ります。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |

(2) 就学前教育・保育の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| 障がい児保育の充実 | <p>障がいのある子どもが、身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育が受けられるよう、保育所において障がいのある子どもを受け入れるとともに、必要な保育を提供します。</p> <p>障がいのある子どもに見合った保育内容の充実を図るため、個別支援計画を作成し、一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた保育を行います。</p> <p>保育士の加配により、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。</p> | 保健福祉課 |
| 保育士の専門性の向上 | みえ発達障がい支援システムアドバイザーや子育て支援センターと連携し、特別支援担当保育士の研修、ケース会議の開催などを行い、職員一人ひとりの専門性を高め、保育内容の充実を図ります。 | 保健福祉課 |

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|----------------------|--|----------------|
| 生涯学習の促進 | <p>大活字本の充実や読み聞かせを行うなど、図書館等の社会教育施設が、障がいのある人にとって利用しやすい施設となるよう工夫をします。</p> <p>公民館活動が障がいのある人にとって利用しやすいものになるよう、各種講座や教室に関する情報提供を徹底するとともに、講座内容の充実を図り、学習活動を支援します。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |
| 障がいのある人の学習活動の発表の場の充実 | <p>障がいのある人も文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、障がいのある人の作品を展示する場を設け、発表の場の充実を図ります。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |

(4) 文化・スポーツ・レクリエーション・地域活動への参加の促進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|----------------|
| 障がい者の集い | <p>障がいのある人を対象に、互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流事業の開催を検討します。</p> | 保健福祉課 |
| パラスポーツの促進とパラスポーツの指導者の育成 | <p>障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるように、パラスポーツの紹介や広報に努め、指導者の育成・研修に取り組みます。</p> <p>町民体育祭をはじめ、各種スポーツ大会において、障がいのある人がより参加しやすい環境の整備に努めるとともに、開催情報のPRを推進し、幅広い周知を図ります。</p> | 保健福祉課 教育委員会 |
| 社会体育施設の整備 | <p>だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、教育委員会等と連携し社会体育施設のバリアフリー化等の整備に取り組みます。</p> | 教育委員会 保健福祉課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------|
| 地域活動への積極的な参加の促進 | <p>障がいのある人が地域で様々な行事・活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、ニーズに応じて、移動支援や手話通訳等のコミュニケーション支援等の利用を支援し、社会参加の促進を図ります。</p> <p>また、玉城町地域自立支援協議会等の活動を通じて相互交流、研修等を実施し、参加をサポートする人材の確保・育成を行います。</p> | 保健福祉課 |
| 各種事業主催団体の障がいのある人への理解の促進 | <p>障がいのある人が地域で様々な行事・活動に地域社会の一員として参加できるよう、障がいに対し配慮すべき事柄等を主催団体に周知する等、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。</p> | 保健福祉課 |

8 いきいきと働ける環境づくりと経済的自立を支援します

【成果指標】

| | 令和5(2023)年度 実績値(見込み) | 令和8(2026)年度 目標値 | 令和11(2029)年度 目標値 |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 当町における障がい者雇用率 (町役場等公共機関) | 2.6% | 2.7% | 2.8% |
| 優先調達金額 | 50万円 | 55万円 | 60万円 |

(1) 総合的な就労支援体制の充実

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 就労に関する相談・情報提供体制の充実 | <p>障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、障がい者就業・生活支援センターを積極的に活用すると同時に、ハローワーク等との連携を強化し、求人情報の提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>企業に対し、障がいの特性に応じた仕事や働き方等についての情報提供を行うとともに、就労を希望する人と企業とのマッチングの仕組みづくりに取り組みます。</p> | 保健福祉課 |
| 就労支援ネットワークの形成 | <p>玉城町地域自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、ハローワーク、商工会、民間企業、サービス提供事業者、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。</p> | 保健福祉課 |

(2) 障がいのある人の雇用の促進

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|--------------------|---|----------------|
| 障がいのある人の雇用への理解促進 | <p>障がいのある人を雇用している企業や、企業で活躍している障がいのある人の紹介を行うなど、障がいのある人の雇用への理解促進を図ります。</p> <p>障がいのある人が企業で実習を行えるように、企業OBなどの人材と連携したジョブサポーターの養成に取り組みます。</p> | 保健福祉課 |
| 地元企業での雇用の創出 | <p>障がいのある人の就労を促進する上では、住み慣れた地域で働くことや複雑な公共交通機関等を利用せず通勤できることが重要となります。このため、地域共生室、ハローワーク、商工会、生涯現役促進協議会、玉城町地域自立支援協議会等と連携し、地元企業に対し、障がいある人の雇用促進と理解を図るとともに、就労支援事業所の見学会等を実施し、地元企業での雇用創出に取り組みます。</p> | 保健福祉課 産業振興課 |
| 障がい者雇用を行う企業等に対する支援 | <p>企業等に対し、障がい者雇用に関する助成制度や、支援施策についての情報提供を行うとともに、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワークと連携して行います。</p> <p>また障がい者雇用の促進のため、企業等の現状やニーズを把握し、情報提供を行います。</p> | 保健福祉課 産業振興課 |
| 公共機関における雇用の推進 | <p>町役場など公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、職場環境や労働条件の改善により、継続した雇用が行えるよう取り組みます。</p> | 総務政策課 保健福祉課 |

(3) 障がいの特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|----------------|
| 福祉的就労の場の充実 | 企業等への就労が困難な障がいのある人のために、働きたい、利用したいと思える福祉的就労の場を充実させ、就労や社会参加の機会の提供を図ります。 | 保健福祉課 |
| 玉城町地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化 | 玉城町地域自立支援協議会（しごと部会）を定期的開催し、関係機関や就労支援事業者の連携を強化し、就労支援対策や余暇活動の充実等に努めます。 | 保健福祉課 |
| 工賃水準の向上 | 一般就労、福祉就労の工賃の状況を把握し、工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。 就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、町内物販施設やイベント等での出店の働きかけをはじめ、事業所製品の展示・販路拡大等を支援します | 保健福祉課 |
| 優先調達推進 | 関係機関と連携して、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入調達を推進します。行政のみに留まらず、民需への展開につなげるためにも、障がい者就労施設等が受注できる業務内容や障害者優先調達推進法への理解促進に取り組みます。 | 全課 |
| 農福連携の取り組みの推進 | 農福連携の取り組みを推進するため、障がいのある人と農業従事者との情報交換やマッチング等に努めるとともに、生産した農産物を学校給食や個人飲食店等の食材として提供できるよう関係機関に働きかけます。 また町内の障がい福祉事業所等において、町内の農産品に新たな付加価値を付けた商品開発ができるように努めます。 | 保健福祉課 産業振興課 |

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------|
| 段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり | 就労につまづき、生きづらさや働きづらさを感じている方がこれまでの経験や強みを生かして地域で活躍できるよう、就労につながる一歩手前の試行的な就労の練習や訓練の機会、自分の役割を持ちながら活躍できる場の提供を行うことを検討します。 | 保健福祉課 |

(4) 経済的自立の支援

| 主な取り組み | 内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------------------------|
| 生活困窮への相談支援の実施 | 生活困窮にかかる相談支援を三重県生活相談支援センター、多気度会福祉事務所と連携し必要な支援に取り組みます。 | 保健福祉課 |
| 国民年金(障害基礎年金)制度の周知 | 国民年金(障害基礎年金)制度について、制度の存在や手続方法等を知らずに、本来、受給できるはずの年金を受給できないことのないように、広報やホームページ等を活用し、国民年金(障害基礎年金)制度の周知・啓発を図ります。 また、年金受給に際しては、過去の受診歴等の記録が必要となることから、関係部署との連携を図るとともに、受給に向けた相談支援に取り組みます。 | 保健福祉課 |
| 各種障がい者手当等の支給 | 「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当制度の周知徹底を図ります。 重度心身障がいのある人を介護している保護者に対して介護手当の支給を引き続き実施します。 | 保健福祉課 |
| 各種割引・減免制度の周知 | 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種制度について、手引きや広報等で周知・利用の促進を図るとともに、窓口においても必要に応じて説明を行います。 | 保健福祉課 税務住民課 上下水道課 |

第3部 玉城町第7期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの利用状況

1 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス（介護給付）

訪問系サービスでは、「居宅介護(ホームヘルプ)」と「行動援護」の利用がありました。

「居宅介護」の利用者は横ばい、利用時間は減少しています。

「行動援護」は町内にサービス提供事業所ができ、利用しやすくなりました。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|------------------|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 人 | 実績値 | 22 | 19 | 20 |
| | | 計画値 | 24 | 25 | 26 |
| | 時間 | 実績値 | 302 | 297 | 222 |
| | | 計画値 | 320 | 333 | 346 |
| 重度訪問介護 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | 時間 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 10 |
| 同行援護 | 人 | 実績値 | 1 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間 | 実績値 | 3 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 48 | 48 | 48 |
| 行動援護 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 1 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | 時間 | 実績値 | 0 | 0 | 3 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 10 |
| 重度障害者等 包括支援 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | 時間 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 10 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(2) 日中活動系サービス（介護等給付）

日中活動系サービス(介護等給付)は、「生活介護」「短期入所」とともに計画値をやや下回る実績となっています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生活介護 | 人 | 実績値 | 51 | 53 | 55 |
| | | 計画値 | 57 | 61 | 65 |
| | 人/日 | 実績値 | 792 | 804 | 819 |
| | | 計画値 | 859 | 919 | 979 |
| 療養介護 | 人 | 実績値 | 4 | 4 | 4 |
| | | 計画値 | 4 | 4 | 4 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 人 | 実績値 | 14 | 11 | 16 |
| | | 計画値 | 17 | 18 | 20 |
| | 人/日 | 実績値 | 67 | 69 | 72 |
| | | 計画値 | 80 | 85 | 90 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(3)日中活動系サービス(訓練等給付)

日中活動系サービス(訓練等給付)については、令和2年に利用がなくなった「自立訓練(機能訓練)」の利用者がいます。「就労移行支援」は、令和5年度の利用者はありませんでした。

「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」ともに計画値を上回る実績となっています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自立訓練 (機能訓練) | 人 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/日 | 実績値 | 18 | 15 | 6 |
| | | 計画値 | 22 | 22 | 22 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人 | 実績値 | 1 | 1 | 2 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | 人/日 | 実績値 | 13 | 8 | 30 |
| | | 計画値 | 22 | 22 | 22 |
| 就労移行支援 | 人 | 実績値 | 1 | 1 | 0 |
| | | 計画値 | 4 | 5 | 6 |
| | 人/日 | 実績値 | 7 | 1 | 0 |
| | | 計画値 | 60 | 75 | 90 |
| 就労継続支援 (A型) | 人 | 実績値 | 12 | 12 | 16 |
| | | 計画値 | 11 | 12 | 13 |
| | 人/日 | 実績値 | 224 | 221 | 303 |
| | | 計画値 | 206 | 224 | 242 |
| 就労継続支援 (B型) | 人 | 実績値 | 69 | 72 | 74 |
| | | 計画値 | 66 | 68 | 73 |
| | 人/日 | 実績値 | 1,215 | 1,296 | 1,388 |
| | | 計画値 | 1,165 | 1,219 | 1,309 |
| 就労定着支援 | 人 | 実績値 | 3 | 3 | 2 |
| | | 計画値 | 2 | 3 | 3 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(4) 居住系サービス

居住系サービスは、「共同生活援助」の利用は横ばいです。「施設入所支援」は計画値を上回っています。地域生活への移行を進めるための「自立生活援助」の利用はありませんでした。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|---------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人 | 実績値 | 21 | 21 | 22 |
| | | 計画値 | 18 | 19 | 26 |
| 施設入所支援 | 人 | 実績値 | 14 | 15 | 16 |
| | | 計画値 | 14 | 13 | 12 |
| 自立生活援助 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(5) 相談支援

相談支援のうち、「計画相談支援」は計画値を下回っています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用はありませんでした。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|--------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 計画相談支援 | 人/年 | 実績値 | 143 | 142 | 143 |
| | | 計画値 | 154 | 164 | 174 |
| 地域移行支援 | 人/年 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/年 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値
実績値は年間の実人数

2 地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人の自立した日常生活および社会生活に関する理解を深めるため、家族教室や講演会を実施しています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-----------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 理解促進研修 ・啓発事業 | - | 実績値 | 有 | 有 | 有 |
| | | 計画値 | 有 | 有 | 有 |

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域の住民等による地域における自発的な取り組み(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援、その他)を支援するものです。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|---------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自発的活動支援 事業 | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 無 | 無 | 有 |

③相談支援事業

相談支援事業として「基幹相談支援センター」の設置には至らず、実施に向けた取り組みが必要です。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------------------|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 障害者相談支援 事業 | か所 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター 機能強化事業 | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援 事業 | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 無 | 無 | 有 |

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、継続して利用実績があります。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 成年後見制度利用 支援事業 | - | 実績値 | 有 | 有 | 有 |
| | | 計画値 | 有 | 有 | 有 |

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、体制整備に至らず、引き続き課題となっています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|--------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 成年後見制度法人 後見支援事業 | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 無 | 無 | 無 |

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業に関しては、「手話通訳者設置事業」は実施できていません。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|---------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手話通訳者・要約 筆記者設置事業 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者・要約 筆記者派遣事業 | 件 | 実績値 | 3 | 3 | 3 |
| | | 計画値 | 6 | 6 | 6 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値

⑦手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は必須事業となっていますが、実施できていません。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-----------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手話奉仕員養成 研修事業 | 件 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 2 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値

⑦日常生活用具給付等事業

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 実績値 | 0 | 1 | 1 |
| | | 計画値 | 4 | 4 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 実績値 | 5 | 3 | 0 |
| | | 計画値 | 4 | 5 | 7 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 実績値 | 0 | 1 | 0 |
| | | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 実績値 | 1 | 4 | 0 |
| | | 計画値 | 3 | 3 | 3 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 実績値 | 107 | 146 | 90 |
| | | 計画値 | 260 | 260 | 260 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金) | 件 | 実績値 | 1 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値

⑧移動支援事業

利用人数は計画値を下回っていますが、利用時間は計画値を大きく上回っています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|--------|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 移動支援事業 | 人 | 実績値 | 7 | 5 | 10 |
| | | 計画値 | 15 | 16 | 17 |
| | 時間 | 実績値 | 140 | 77 | 150 |
| | | 計画値 | 22 | 24 | 26 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値

⑨地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの設置には至らず、引き続き課題となっています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | - | 実績値 | 無 | 無 | 無 |
| | | 計画値 | 無 | 無 | 有 |

(2) 任意事業

【日常生活支援】

①訪問入浴サービス

令和元年度より引き続き1名の利用があります。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 訪問入浴サービス | 人 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値

②生活訓練等事業

各年2名の利用があります。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|---------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生活訓練等事業 | 人 | 実績値 | 2 | 2 | 2 |
| | | 計画値 | - | - | - |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値

③日中一時支援事業

利用者が増えており、計画値を大きく上回っています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日中一時支援事業 | 人分 | 実績値 | 36 | 38 | 38 |
| | | 計画値 | 20 | 22 | 25 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値

④協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業

企業OBによる就労サポーターの養成を計画していましたが、実施できていません。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|--------------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 10 | 10 | 10 |

【社会参加促進事業】

①芸術文化活動振興

令和5年度は1名の利用があります。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------|----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 芸術文化活動振興 | 人分 | 実績値 | 0 | 0 | 1 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |

※令和5年度分については、令和5年9月末時点の実績値からの見込み数値

第2章 障がい福祉サービス等の整備・充実

1 障がい福祉サービスの提供にあたっての考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、障がいのある人が地域で生活するために必要な訪問系サービスを保障します。

②障がいのある人などが希望する日中活動系サービスの保障

障がいのある人の希望に応じ、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供される日中活動系サービスを保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの設置、充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

障がいのある人が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障がいのある人への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要があります。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障がいのある人や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がいのある人であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障がい者や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより地域移行が図られる精神障がい者についての必要なサービス量を見込む等、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める必要があります。

必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズ

の把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図ります。

また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障がいのある人等に対する支援を確保していることが必要です。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要があります。

⑦相談支援体制の充実

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を整理し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関とその他関係機関との連携を強化することが必要です。

2 令和8年度の目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。

| | |
|--------|---|
| 国の成果目標 | <p>◆令和4(2022)年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。</p> <p>◆令和8(2026)年度末時点での施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。</p> |
| 当町の考え方 | <p>◇当町では、令和4(2022)年度末時点の施設入所者15人のうち、1人が令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。</p> <p>◇当町では、令和4(2022)年度末時点の施設入所者15人のうち、1人が令和8(2026)年度末までに削減することを目標とします。</p> |

■実績

| | 数値 | 実績 |
|------------------|------------|------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | 14人 | 14人 |
| 【目標】 地域移行者の増加 | 1人 6.7% | 1人 6.7% |
| 【目標】 施設入所者の減少 | 1人 6.7% | 1人 6.7% |
| 令和5年度末時点の施設入所者数 | 12人 | 16人 |

■成果目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|------------|----------------------------------|
| 令和4年度末時点の施設入所者 (A) | 15人 | |
| 【目標】 地域移行者の増加 | 1人 6.7% | (A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値 |
| 【目標】 施設入所者の減少 | 1人 6.7% | (A)の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値 |
| 令和8年度末時点の施設入所者数 | 13人 | 令和8年度末の利用者数見込み |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

| | |
|--------|---|
| 国の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> ◆精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上とすることを基本とする。 ◆精神病床における1年以上入院患者数を国の定める式で算定して設定する。 ◆精神病床における早期退院率について、3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上を基本とする。 |
| 当町の考え方 | ◇精神保健福祉法による入院ケースを主として、退院後も定期的に保健所や訪問看護事業所、福祉サービス事業所、主治医、病院のソーシャルワーカーなどと情報共有します。また退院・退所した精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築」に向けて取り組みを推進します。 |

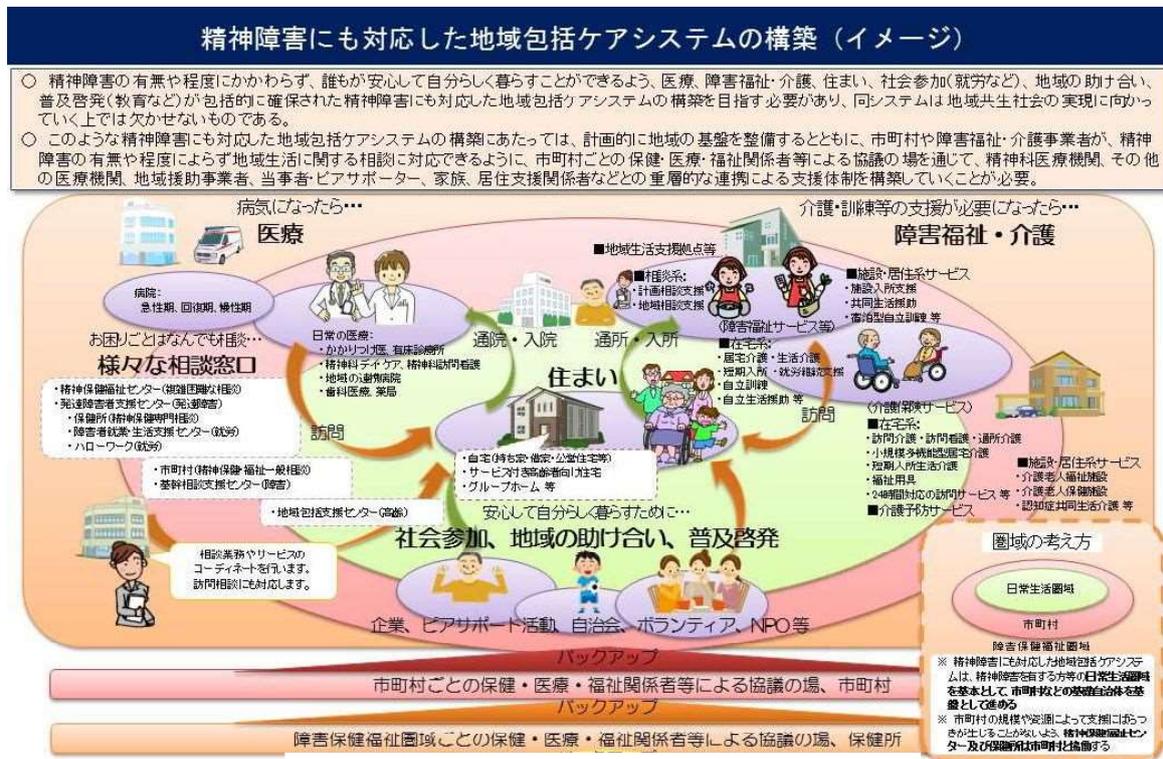
■実績

退院後も定期的に保健所等と情報共有をする場を持ちました。

■成果目標

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置 | 準備 | 実施 | 実施 |

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたものとされています。



出展：厚生労働省

(3) 地域生活支援の充実

| | |
|--------|---|
| 国の成果目標 | <p>◆各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</p> <p>◆強度行動障がいのある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</p> |
| 当町の考え方 | <p>◇町内のニーズや事業所の意向を確認しながら、地域生活支援拠点等を整備の推進を図ります。</p> <p>◇強度行動障がいのある人への支援について、関係機関と連携しニーズの把握および支援体制の整備に取り組みます。</p> |

■実績

| | 令和5年度目標値 | 実績 |
|---------------------|-------------------|-----|
| 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数 | 1か所 整備単位(町・圏域) | 0か所 |
| 令和3年度中の 検証・検討数 | 1回 | 1回 |
| 令和4年度中の 検証・検討数 | 1回 | 1回 |
| 令和5年度中の 検証・検討数 | 1回 | 1回 |

■成果目標

| | 目標 | 考え方 |
|--|-------------------------|---|
| 令和8年度末に地域生活支援拠点事業に取り組むサービス事業所数 | 17事業所 整備単位 (町・圏域) | 地域の実情に応じて、町内のニーズに対応していく面的な体制を段階的に整備する。 町での体制整備を図りながら、実情に応じて圏域の資源を活用する。 |
| 令和6年度年度の地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討 | 1回 | |
| 令和7年度年度の地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討 | 1回 | |
| 令和8年度年度の地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討 | 1回 | |
| 令和8年度末に強度行動障がいのある人のニーズを把握と支援体制について関係機関に協議の場の設置 | 有 | |

(4)福祉施設から一般就労への移行等

| | |
|--------|--|
| 国の成果目標 | <ul style="list-style-type: none">◆令和8(2026)年度中に一般就労に移行する者を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上にする。◆令和8(2026)年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3(2021)年度実績の1.41倍以上にする。◆令和8(2026)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3(2021)年度実績の1.31倍になること。◆令和8(2026)年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍になること。◆令和8(2026)年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3(2021)年度実績の概ね1.28倍になること。◆令和8(2026)年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。 |
| 当町の考え方 | <ul style="list-style-type: none">◇しごと部会が取り組む、社会参加や就労へ向けた意欲喚起の取り組みを支援しつつ、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、玉城町生涯現役促進協議会などと連携し、企業開拓に取り組めます。◇ハローワーク等の実施する就職面接会などの他、施設外就労の機会の確保に努め、一般就労への移行者数増加を図ります。◇ご本人や家族及び計画相談支援事業所、就労継続支援事業所等に、障がい者就業・生活支援センターや就労定着支援事業の利用率の向上を図ります。 |

■実績

| | | 目標 | 実績(見込含む) |
|-----------------------------------|--------|-----|----------|
| 令和5年度一般就労への移行者① | | 5人 | 2人 |
| 令和5年度末に福祉施設から一般就労への移行者数 | 就労移行支援 | 2人 | 1人 |
| | 就労継続A型 | 1人 | 1人 |
| | 就労継続B型 | 4人 | 0人 |
| 令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数② | | 4人 | 1人 |
| 令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数の割合 | | 80% | 50% |
| 令和5年度就労定着支援事業者数(A) | | 2か所 | 1か所 |
| 令和5年度における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数(B) | | 1か所 | 1か所 |

■成果目標

| | | 目標 | 考え方 |
|--------------------------------|--------|-----|----------------------------------|
| 一般就労への移行者数 (就労移行支援事業) | | 2人 | 令和3(2021)年度実績の1.28倍以上(1人×1.28) |
| 令和8年度末に福祉施設から一般就労への移行者数 | 就労移行支援 | 2人 | 令和3(2021)年度実績の1.31倍以上(1人×1.31) |
| | 就労継続A型 | 1人 | 令和3(2021)年度実績の1.29倍以上(0人×1.29) |
| | 就労継続B型 | 1人 | 令和3(2021)年度実績の1.28倍以上(0人×1.28) |
| 年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数 | | 2人 | 令和3(2021)年度実績の1.41倍以上(1人×1.41) |
| 年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数の割合 | | 50% | 2人のうち1人が利用 |
| 就労定着支援事業者数(A) | | 2か所 | |
| 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所 | | 1か所 | 令和3年度 就労定着支援事業所:1か所 利用者:1人 |

(5) 相談支援体制および障がい福祉サービス等の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

また、障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築します。

| | |
|--------|--|
| 国の成果目標 | <ul style="list-style-type: none"> ◆各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ◆協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 ◆各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 |
| 当町の考え方 | <p>◇総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。</p> <p>◇基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援体制の強化に努めます。</p> <p>◇障がいの計画相談と高齢・介護のケアマネジャーとの合同研修の場である「ケアマネット会議・そうだん部会」において、情報交換・共有・資質の向上を図り、効果的な支援につなげます。また地域ケア会議等を活用し障がい・高齢問わず、個別支援から派生する地域課題に取り組みます。</p> <p>◇質の高い障がい福祉サービス等の提供を安定的に行うために、専門的知識を持つ福祉人材の確保・育成が重要となっています。障がい福祉サービス事業所や玉城町地域自立支援協議会と共に福祉人材の確保・育成に向けて検討を行います。</p> |

■成果目標

| | 目標 | 考え方 |
|--|----|---------------------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 有 | |
| 福祉人材の確保、障がい福祉サービス等の質向上のための協議および研修の場の設置 | 有 | 各年度でテーマに応じた協議の場と研修の開催を目指す |

3 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

| サービス名 | 内容 |
|------------------|---|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、重度の知的障がい、精神障がいであって常時介護が必要な方を対象に、居宅や外出時の移動中における介護及び生活等に関する相談等を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がいのある人に対して意思疎通等の支援を行います。 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含みます。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。 |
| 行動援護 | 知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など障がいのある人が行動する際の必要な援助を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。 |

■見込み量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|------------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 時間 | 300 | 313 | 326 |
| | 人 | 23 | 24 | 25 |
| 重度訪問介護 | 時間 | 0 | 0 | 50 |
| | 人 | 0 | 0 | 1 |
| 同行援護 | 時間 | 25 | 25 | 25 |
| | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 行動援護 | 時間 | 6 | 9 | 12 |
| | 人 | 2 | 3 | 4 |

■見込量確保のための方策

居宅介護は、過去の実績を踏まえて利用量の増加を見込んでいます。行動援護は2名が利用しており、引き続き利用が見込まれます。重度訪問介護、同行援護は、今後もサービス周知と利用促進に努めます。

(2)日中活動系サービス

| サービス名 | 内容 |
|------------|--|
| 生活介護 | 常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供など、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。 |
| 自立訓練(機能訓練) | 常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 自立訓練(生活訓練) | 障がい者支援施設やサービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 |
| 就労選択支援(新規) | 障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。 |
| 就労移行支援 | 一般企業などで働くことを希望する人に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。 |
| 就労継続支援 A 型 | 一般企業等で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶものです。 |
| 就労継続支援 B 型 | 一般企業等で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ばないものです。 |

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 就労定着支援 | 就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障がいのある人が就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。 |
| 療養介護 | 医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護をしている家族等が病気になったときや心身の休息が必要になったとき等に、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴等の支援を行います。 (※障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。) |

■見込み量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生活介護 | 人 | 57 | 59 | 61 |
| | 人/日 | 855 | 885 | 915 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/日 | 15 | 15 | 15 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/日 | 15 | 15 | 15 |
| 就労選択支援(新規) | 人 | 0 | 1 | 1 |
| | 日数 | 0 | 3 | 5 |
| 就労移行支援 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| | 日数 | 10 | 10 | 10 |
| 就労継続支援(A型) | 人 | 18 | 18 | 18 |
| | 日数 | 324 | 324 | 324 |
| 就労継続支援(B型) | 人 | 78 | 81 | 84 |
| | 日数 | 1,400 | 1,458 | 1,512 |
| 就労定着支援 | 人 | 3 | 3 | 3 |
| 療養介護 | 人 | 4 | 4 | 4 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 人 | 15 | 15 | 15 |
| | 日数 | 75 | 75 | 75 |

■見込量確保のための方策

生活介護については、毎年、特別支援学校からの卒業生など一定数の利用があります。今後も人工呼吸器等を使用する医療的ケアの必要な重度障がいのある人の受け入れ先が必要と見込まれるため、共生型サービスの実施の呼びかけなどを行い、引き続き見込量の確保に努めます。

就労系サービスについては、年々利用が増加しており、ニーズも多様化しています。今後は一般就労へ移行した後の職場定着につながるよう、更なる一般就労への移行支援や就職後の定着支援について啓発、情報提供等の協力を努めます。

短期入所は、介護者のレスパイト(休息)や緊急時の受け入れも含め、地域生活を支える上で必要なサービスとして提供していきます。

(3) 居住系サービス

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 施設入所支援 | 障がい者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

■見込み量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自立生活援助 | 人 | 0 | 1 | 1 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人 | 22 | 22 | 22 |
| 施設入所支援 | 人 | 16 | 15 | 13 |

■見込量確保のための方策

共同生活援助については、本人や家族からのニーズを把握し、町内法人との協議を進めていきます。

施設入所支援については、令和8年度末における成果目標を踏まえて見込みを設定しています。

また、地域生活への移行を進めるためにも、自立生活援助の活用を見込んでいます。

(4) 相談支援

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | <p>●サービス利用支援 障がい福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。</p> |
| 地域移行支援 | 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。 |

■見込み量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|--------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 計画相談支援 | 人/年 | 148 | 154 | 160 |
| 地域移行支援 | 人/年 | 0 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/年 | 0 | 1 | 1 |

■見込量確保のための方策

計画相談については、今後も増加が見込まれます。相談事業を行う事業所も増え、対応できる体制が整いつつあります。引き続き、適切なサービスを利用できるように、提供体制の充実に取り組みます。

また、地域移行支援、地域定着支援についても、施設入所及び精神科病院に長期入院(入所)している人の地域移行に向けて、提供体制の整備に努めます。

4 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

| サービス名 | 内容 |
|-------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。 |

■見込み量

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 有 | 有 | 有 |

■見込量確保のための方策

「障害者週間」において、障がいのある人への理解を促す事業を引き続き実施します。地域福祉座談会や「家族教室」等の研修や講習会を通じ、障がいのある人に対する理解を促進するとともに、支援の在り方などの周知に努めます。

②自発的活動支援事業

| サービス名 | 内容 |
|-----------|--|
| 自発的活動支援事業 | 共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、障がい者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対する支援方策を検討・実施していきます。 |

■見込み量

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自発的活動支援事業 | 有 | 有 | 有 |

■見込量確保のための方策

地域自立支援協議会の「しごと部会」、「暮らし部会」と連携し、障がいのある人の就労や生活を支援するサポーターやボランティアの育成に取り組みます。また、防災ボランティアや福祉施設職員と連携し、避難訓練等に役割をもって参加します。

③相談支援事業

| サービス名 | 内容 |
|------------------|--|
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談(障がい者相談支援事業)を行います。 |
| 基幹相談支援センター | 障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等の専門職を配置し、多職種による総合的かつ継続的な相談支援を提供します。 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 相談支援事業の機能を強化するため、基幹相談支援センターが中心となり地域における相談支援事業者等と共に困難ケースへの対応、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行います。 |
| 住宅入居等支援事業 | 公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がい者に、入所への支援、家主等への相談、助言を行います。 |

■見込み量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|------------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 障害者相談支援事業 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | - | 無 | 無 | 有 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | - | 無 | 無 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | - | 有 | 有 | 有 |

■見込量確保のための方策

国の「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取り組みの推進に合わせ、障がいのある人の包括的な相談に対応できる基幹相談支援センターの立ち上げに向けて取り組み、一次相談支援や計画相談支援事業所などと重層的な相談支援体制の整備を進めます。

また、子どもや子育てについての相談も一体的に対応できる相談体制整備を目指し、必要な人材の確保、体制づくりを進めます。

入居困難な障がいのある人への支援および家主等への相談、助言を行うと同時に、保証人問題などへの課題解決に向けた検討を行います。

④成年後見制度利用支援事業

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成します。 |

■見込量

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 有 | 有 | 有 |

■見込量確保のための方策

「玉城町成年後見利用促進基本計画」を踏まえ、判断能力が十分でない障がいのある人が福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行うことができるよう、成年後見制度の周知や権利擁護に係る専門的相談が身近でできる環境整備、早期発見の仕組みづくりを進めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

| サービス名 | 内容 |
|----------------|---|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制の整備を検討するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。 |

■見込量

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 無 | 有 | 有 |

■見込量確保のための方策

「玉城町成年後見利用促進基本計画」を推進する中で把握されたニーズに対し、後見人等の業務を適切に行うことができる法人等と協議し、体制整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

| サービス名 | 内容 |
|-----------------|---|
| 手話通訳者・要約筆記者設置事業 | 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等を設置し、意思疎通の円滑化を図ります。 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。 |

■見込量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手話通訳者・要約筆記者設置事業 | 人 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件 | 3 | 3 | 3 |

■見込量確保のための方策

「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供が求められることから、町行事等において手話通訳や要約筆記を提供できる体制を三重県聴覚障害者支援センターと連携し整えます。また、必要とする人に派遣ができるよう努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

| サービス名 | 内容 |
|-------------|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚に障がいのある人等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、社会参加と交流を促進します。 |

■見込量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手話奉仕員養成研修事業の終了見込み者数 | 件 | 1 | 1 | 1 |

■見込量確保のための方策

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むため、町社会福祉協議会等と連携して研修等を実施し、手話奉仕員を養成していきます。

⑧日常生活用具給付等事業

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 日常生活用具給付等事業 | 重度障がいのある人や子どもに対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。 |
| 日常生活用具給付等事業の内容 | |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人や子どもの身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いる椅子など |
| 自立生活支援用具 | 障がいのある人や子どもの入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計などの、障がいのある人や子どもの在宅療養等を支援する用具 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器や人工喉頭などの、障がいのある人や子どもの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 |
| 排せつ管理支援用具 | ストマ用装具などの障がいのある人や子どもの排せつ管理を支援する衛生用品 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 障がいのある人や子どもの居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

■見込量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 4 | 4 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 8 | 9 | 10 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 3 | 3 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 5 | 5 | 5 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 200 | 200 | 200 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金) | 件 | 2 | 2 | 2 |

■見込量確保のための方策

日常生活用具給付事業については、障がいのある人や子どもの在宅生活を支援するため、障がいの特性やニーズ等を把握し、必要な日常生活用具の給付を行います。

⑧移動支援事業

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人や子どもについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 |

■見込量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|--------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 移動支援事業 | 人 | 8 | 9 | 10 |
| | 時間 | 120 | 135 | 150 |

■見込量確保のための方策

障がいのある人や子どもの社会参加や自立を支援するため、必要なサービスの充実に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

| サービス名 | 内容 |
|------------------|--|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。 |

■見込量

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 無 | 無 | 有 |

■見込量確保のための方策

任意事業である日中一時支援事業によってニーズへの対応を図ります。

また、町内に地域活動支援センターの整備を進めます。整備されるまでは、近隣市町のサービスの利用等、広域での支援を図ります。

(2) 任意事業

【日常生活支援事業】

①訪問入浴サービス

| サービス名 | 内容 |
|----------|---|
| 訪問入浴サービス | 居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人や子どもに対し、訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等、福祉の向上を図ります。 |

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|----------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 訪問入浴サービス | 人 | 2 | 2 | 2 |

■確保策

利用者のニーズに応じて、提供できる体制を整えます。

②生活訓練等事業

| サービス名 | 内容 |
|---------|-----------------------------------|
| 生活訓練等事業 | 視覚障がい者の社会参加を促進するため、歩行訓練等を実施しています。 |

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生活訓練等事業 | 人 | 2 | 2 | 2 |

■確保策

利用者のニーズに応じて、提供できる体制を整えます。

| サービス名 | 内容 |
|----------|---|
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人や子どもの日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。 |

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|----------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日中一時支援事業 | 人分 | 45 | 50 | 55 |

■確保策

本事業は、町と事業所の委託契約で実施するもので、障がいのある人や子どもの自主的な活動を支援するとともに、日中における活動の場を確保し、自立に向けた支援の充実に努めます。また、障がいのある子どもの家庭からのニーズに対応できるよう、見込量の確保に努めます。

④協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業

| サービス名 | 内容 |
|-----------------------------------|--|
| 玉城町地域自立支援協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業 | 玉城町地域自立支援協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取り組みを行い、障がいのある人への総合的な地域生活支援の実現を図ります。 |

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|--------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業 | 人 | 0 | 3 | 5 |

■確保策

障がいのある人が企業で実習体験ができるよう、企業 OB による就労支援サポーターの養成に取り組みます。また、企業に働きかけ、実習先の確保にも取り組みます。

【社会参加支援事業】

①文化芸術活動振興事業

| サービス名 | 内容 |
|------------|--|
| 文化芸術活動振興事業 | 障がいのある人の、作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。 |

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 文化芸術活動振興事業 | 人 | 2 | 2 | 2 |

■確保策

利用者のニーズに応じて、提供できる体制を整えます。

第4部 玉城町第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉サービスの利用状況

1 障がい児福祉サービスの利用状況

障がい児福祉サービスは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障がい児相談支援」の利用実績がありました。特に「放課後等デイサービス」は利用者数及び利用日数ともに計画値を実績が大きく上回っています。

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-----------------|-----|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 児童発達支援 | 人 | 実績値 | 36 | 39 | 36 |
| | | 計画値 | 33 | 34 | 36 |
| | 人日 | 実績値 | 133 | 162 | 182 |
| | | 計画値 | 130 | 140 | 160 |
| 医療型児童 発達支援 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | 人日 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 4 |
| 放課後等 デイサービス | 人 | 実績値 | 116 | 119 | 143 |
| | | 計画値 | 95 | 100 | 105 |
| | 人日 | 実績値 | 608 | 640 | 800 |
| | | 計画値 | 471 | 496 | 521 |
| 保育所等訪問支援 | 人 | 実績値 | 1 | 5 | 9 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日 | 実績値 | 1 | 5 | 9 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| 居宅訪問型児童 発達支援 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |
| | 人日 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 4 |
| 障がい児相談支援 | 人/年 | 実績値 | 103 | 98 | 97 |
| | | 計画値 | 90 | 100 | 110 |

| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------------------------------|---|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人 | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画値 | 0 | 0 | 1 |

第2章 障がい児福祉サービスの整備・充実

1 障がい児福祉サービスの提供についての考え方

①地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がいのある子どもとその家族に対する支援について、障がいのある子どもの障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要です。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することでの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていくことが求められています。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

就学時及び卒業時において、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図ることが必要です。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所、放課後児童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

④特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実に加え、強度行動障がい、高次脳機能障がい等を有する障がいのある子どもや虐待を受けた障がいのある子ども等の特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備が必要です。

⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的で重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援体制の構築を図る必要があります。

2 令和8年度の目標値の設定

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

| | |
|---------------|---|
| <p>国の成果目標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 |
| <p>当町の考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇当町は、伊勢市にあるおおぞら児童園を圏域の児童発達支援センターに位置づけます。 ◇圏域設置の児童発達支援センターや町内外の児童発達支援事業所が提供する保育所等訪問支援および「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や相談支援専門員等が連携し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。 |

■実績

| 項目 | 目標 | 実績 |
|-----------------------------|-------------|-------------|
| 令和5年度末の児童発達支援センターの設置数・設置単位 | 1か所 圏域設置 | 1か所 圏域設置 |
| 令和5年度末の保育所等訪問支援等を利用できる体制の構築 | 2か所 | 3か所 |

■成果目標

| | | |
|--|-------------|---|
| 令和8年度末の児童発達支援センターの設置 | 1か所 圏域設置 | 圏域で利用可能な伊勢市おおぞら児童園を児童発達支援センターに位置づけます。 |
| 令和8年度末の保育所等訪問支援等を活用した障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 | 3か所 | 町内外の児童発達支援事業所が提供する保育所等訪問支援がより効果的に活用されるよう関係機関が連携します。 |

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| | |
|--------|--|
| 国の成果目標 | ◆重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 |
| 当町の考え方 | ◇済生会明和病院なでしこ等、看護師の配置された事業所に相談し、都度利用調整を図ります。 |

■成果目標

| | | |
|---|---------------|--|
| 令和8年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実施単位 | 児童発達支援事業所 | 済生会明和病院なでしこ等、看護師の配置された事業所に相談し、都度利用調整を図ります。 |
| | 2か所 圏域 | |
| | 放課後等デイサービス事業所 | |
| | 2か所 圏域 | |

③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

| | |
|--------|--|
| 国の成果目標 | ◆各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 |
| 当町の考え方 | ◇現在、松阪以南の6市10町の行政、関係機関で構成する「みえる輪ネット(三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議)」の運営は、各市町が負担金を出し合い、持ち回りで事務局を担っている。今後も済生会明和病院なでしこの協力を得ながら、圏域の協議の場に参加します。 ◇医療的ケア児に関するコーディネーターに関しては、基幹相談支援センターへの配置を目指し、研修修了者の確保に努めます。 |

■成果目標

| | | |
|-------------------------------|-------------|--|
| 令和8年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場 | 1か所 圏域設置 | 「みえる輪ネット(三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議)」を協議の場とします。 |
| 令和8年度末の医療的ケア児等のためのコーディネーターの配置 | 1か所 町設置 | 基幹相談支援センターへの配置を目指し、コーディネーターの研修修了者の確保に努めます。 |

3 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

| サービス名 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 児童発達支援 | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中(または利用予定の障がいのある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 |
| 障害児相談支援 | <p>●障害児支援利用援助</p> <p>障がいのある子どもが通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続障害児支援利用援助</p> <p>障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。</p> |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。 |

■見込量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------------------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 児童発達支援 | 人 | 40 | 43 | 46 |
| | 人日 | 200 | 215 | 230 |
| 放課後等デイサービス | 人 | 140 | 145 | 150 |
| | 人日 | 700 | 725 | 750 |
| 保育所等訪問支援 | 人 | 10 | 12 | 14 |
| | 人日 | 10 | 12 | 14 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人 | 0 | 0 | 1 |
| | 人日 | 0 | 0 | 4 |
| 障害児相談支援 | 人/年 | 120 | 130 | 140 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人 | 0 | 1 | 2 |

■見込量確保のための方策

児童発達支援や保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の提供に関しては、圏域設置したおおぞら児童園の他、他圏域の児童発達支援センターのサービス利用ができるよう個別に利用環境調整をしながら見込量確保に努めます。

放課後等デイサービスは、近隣市町で現在も事業者が増加しており、ニーズ毎に複数の事業所を利用できる状況になっています。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、地域共生室の職員がその役割を担っていきます。

第5部 計画の推進

第1章 推進体制

1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人や子どもにとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人や子どもへの理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制などの充実を図ります。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その推進状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人や子どもを取り巻く社会環境の変化とニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「玉城町地域自立支援協議会」及び、各部会で、各年度において計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施し、次年度の重点的な取り組みを立案することで、この計画を着実に推進します。

資料編

玉城町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議するため、玉城町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(運営の委託)

第2条 町長は、協議会の運営について、適当であると認める社会福祉法人に対し、その一部又は全部を委託することができる。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例及び困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 障害福祉サービスに係る実態及び改善に関すること。
- (4) 玉城町障害福祉計画及び玉城町障害者基本計画の策定に関すること。
- (5) その他町長が必要であると認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健医療及び福祉の関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要があると認めるもの

2 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び委員以外の出席者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

2 協議会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

玉城町地域自立支援協議会委員名簿

| | 所 属 | 氏 名 |
|---------------|-------------------|---------|
| 学職経験者 (会長) | 静岡県立大学短期大学部社会福祉学科 | 尾崎 剛志 |
| 医療機関関係者 | 松阪厚生病院 | 田中 友晴 |
| 雇用関係者 | 玉城町商工会 | 高橋 勝利 |
| 保健福祉関係者 | 三重済美学院 | 久保田 加奈子 |
| | 宮の里ミタスメモリアルホーム | 奥村 隆司 |
| | 子育て教育相談者(玉城わかば学園) | 越知 ひとみ |
| | 玉城町社会福祉協議会 | 井原 俊幸 |
| | 手をつなぐ親の会 | 西川 恒夫 |
| | 障がい者福社会 | 已継 宣男 |
| | 民生委員(障がい者部会長) | 西山 定 |
| | 一般公募による選考 | 牛谷 能人 |

策定の経緯

| 年度 | 日時 | 内容 |
|--------------|--------------------|--|
| 和 4 年度 | 令和5年 1月～2月 | 障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業所、玉城町地域自立支援協議会のしごと部会、くらし部会に対してヒアリング調査を実施 |
| | 令和5年 3月20日(月) | 令和4年度第2回玉城町地域自立支援協議会 ・第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール ・第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査案について |
| 和 5 年度 | 令和5年 5月～6月 | 玉城町第3次障がい者基本計画の進捗状況調査 |
| | 令和5年 5月～6月 | 第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査の実施 |
| | 令和5年 8月1日(火) | 令和5年度第1回玉城町地域自立支援協議会 ・第4次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査結果(速報)について ・第4次障がい者基本計画骨子案について |
| | 令和5年 10月18日(水) | 令和5年度第2回玉城町地域自立支援協議会 ・第4次障がい者基本計画案・第7期障がい福祉計画案・第3期障がい児福祉計画案について ・玉城町地域自立支援協議会のしごと部会、くらし部会からの提案について |
| | 令和5年 11月20日(月) | 令和5年度第3回玉城町地域自立支援協議会 ・第4次障がい者基本計画案・第7期障がい福祉計画案・第3期障がい児福祉計画案について ・パブリックコメントについて |
| | 令和5年12月～ 令和6年1月 | パブリックコメントの実施 |
| | 令和6年 2月15日(木) | 令和5年度第4回玉城町地域自立支援協議会 |

アンケート調査結果（抜粋）

1 調査概要

（1）調査対象

各種手帳所持者自立支援医療(通院)交付者対象調査：

65歳未満の身体障害者手帳の所持者、療育手帳の所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療(通院)受給者

一般住民調査：

18歳以上の一般町民 1,500 人を無作為抽出

（2）調査方法

郵送により対象者へ調査票(表紙にインターネット回答希望者用コードを添付)と返信用封筒を送付し、回答後、調査票を郵送回収または WEB フォームにより回答

（3）調査時期

令和5年5月～6月

（4）配布・回収状況

| | 配布数 | 回収数 | 回収方法 | | 有効回収率 |
|-------------------|-------|-----|------|-----|-------|
| | | | 紙 | WEB | |
| 障がいのある 18歳未満の方 | 33 | 14 | 10 | 4 | 42.4% |
| 障がいのある 18歳以上の方 | 384 | 146 | 122 | 24 | 38.0% |
| 一般住民調査 | 1,500 | 493 | 356 | 137 | 32.9% |

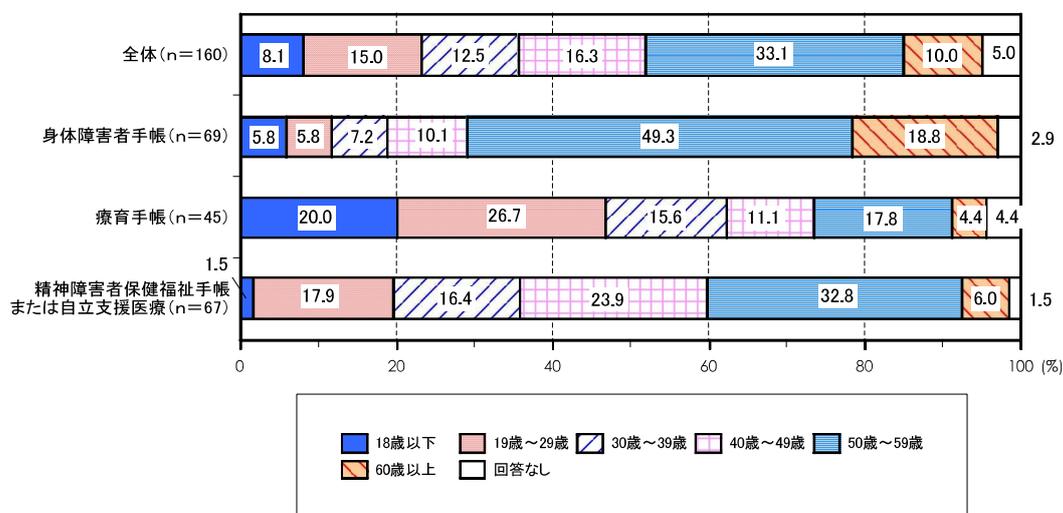
2 調査結果

(1) 年齢（令和5年4月1日現在）

年齢について、全体では「50歳～59歳」が最も多く、次いで、「40歳～49歳」、「19歳～29歳」の順となっています。

手帳別では、身体障害者手帳所持者は「50歳～59歳」が最も多く、療育手帳所持者は「19歳～29歳」、精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者は「50～59歳」が最も多くなっています。

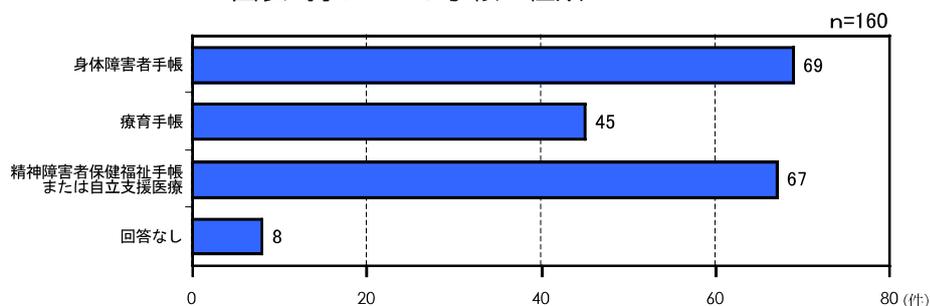
図表 年齢



(2) 持っている手帳の種類

持っている手帳の種類についてたずねました。身体障害者手帳所持者が69件、療育手帳所持者が45件、精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者が67件となっています。

図表 持っている手帳の種類

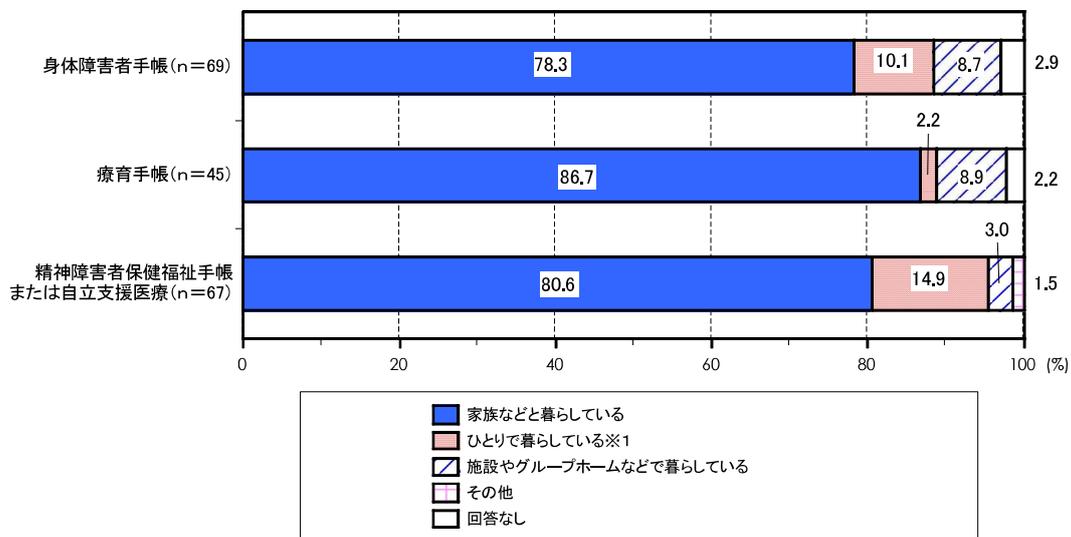


(3) 暮らしている状況

暮らしている状況について、いずれの手帳所持者も「家族などと暮らしている」が8割程度と、最も高くなっています。

「ひとりで暮らしている」という回答が、身体障害者手帳所持者では 10.1%、療育手帳所持者では 2.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 14.9%となっています。「施設やグループホームなどで暮らしている」は、身体障害者手帳所持者では 8.7%、療育手帳所持者では 8.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 3.0%となっています。

図表 暮らしている状況

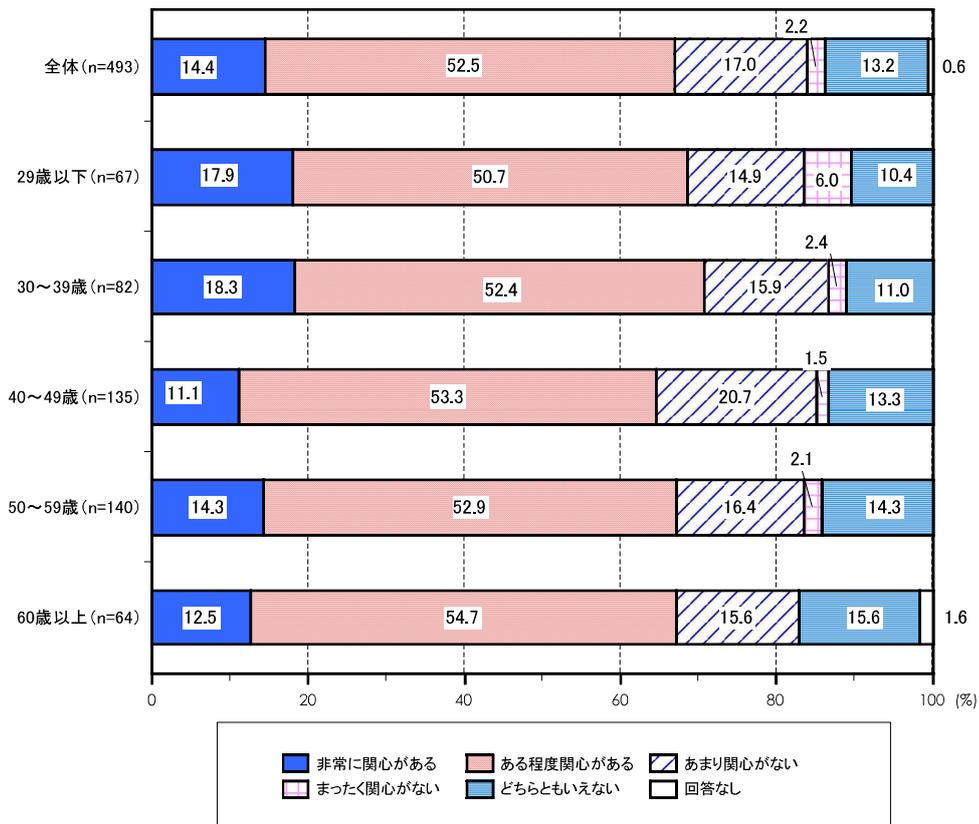


(4) 障がいのある人の福祉への関心(一般住民調査)

障がいのある人の福祉への関心について、全体でみると「非常に関心がある」が14.4%、「ある程度関心がある」が52.5%と、6割以上が「関心がある」と回答しています。また、「あまり関心がない」が17.0%、「まったく関心がない」が2.2%となっています。

年齢別においても、どの年代も6割以上が「関心がある」と回答しています。

図表 障がいのある人の福祉への関心



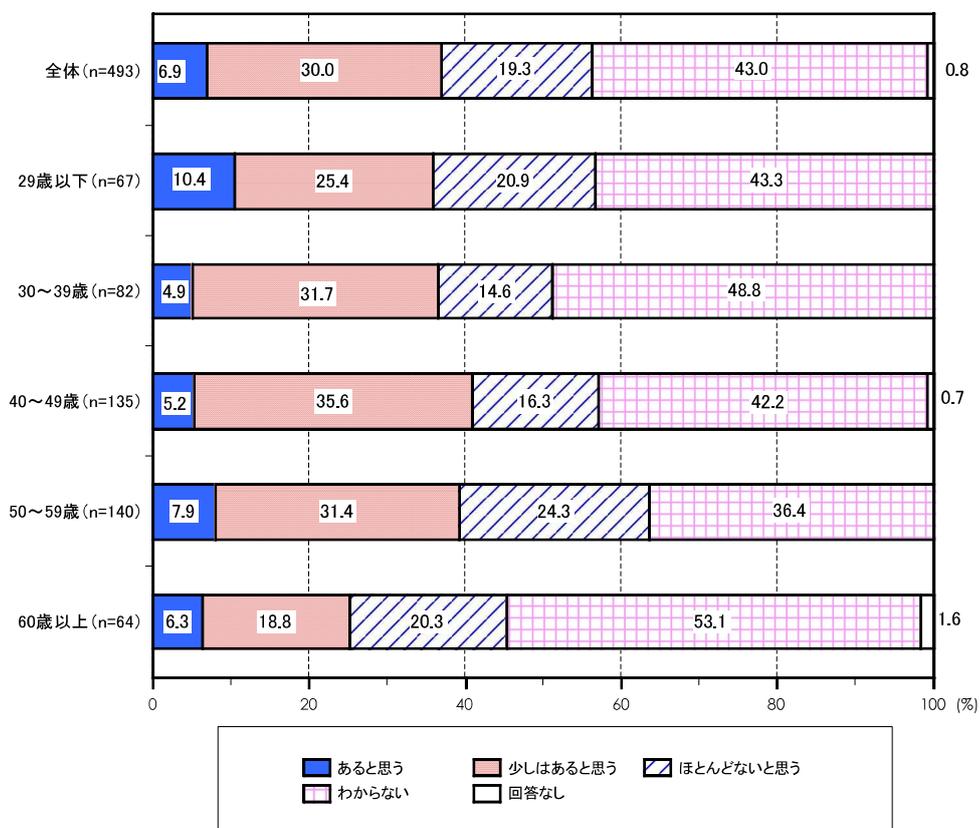
(5) 玉城町での、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別や偏見

(一般住民調査)

障がいのある人に対する差別や偏見について、全体では「あると思う」が 6.9%、「少しはあると思う」が 30.0%となっています。合わせると、36.9%が「ある」と回答しています。

年齢別においても、ほとんどの年代で「ある」という回答が4割程度となっていますが、60歳以上では 25.1%と、ほかの年代と比べて低くなっています。

図表 障がいのある人に対する差別や偏見



(8) 障がいのある人について、理解を深めるために必要なこと

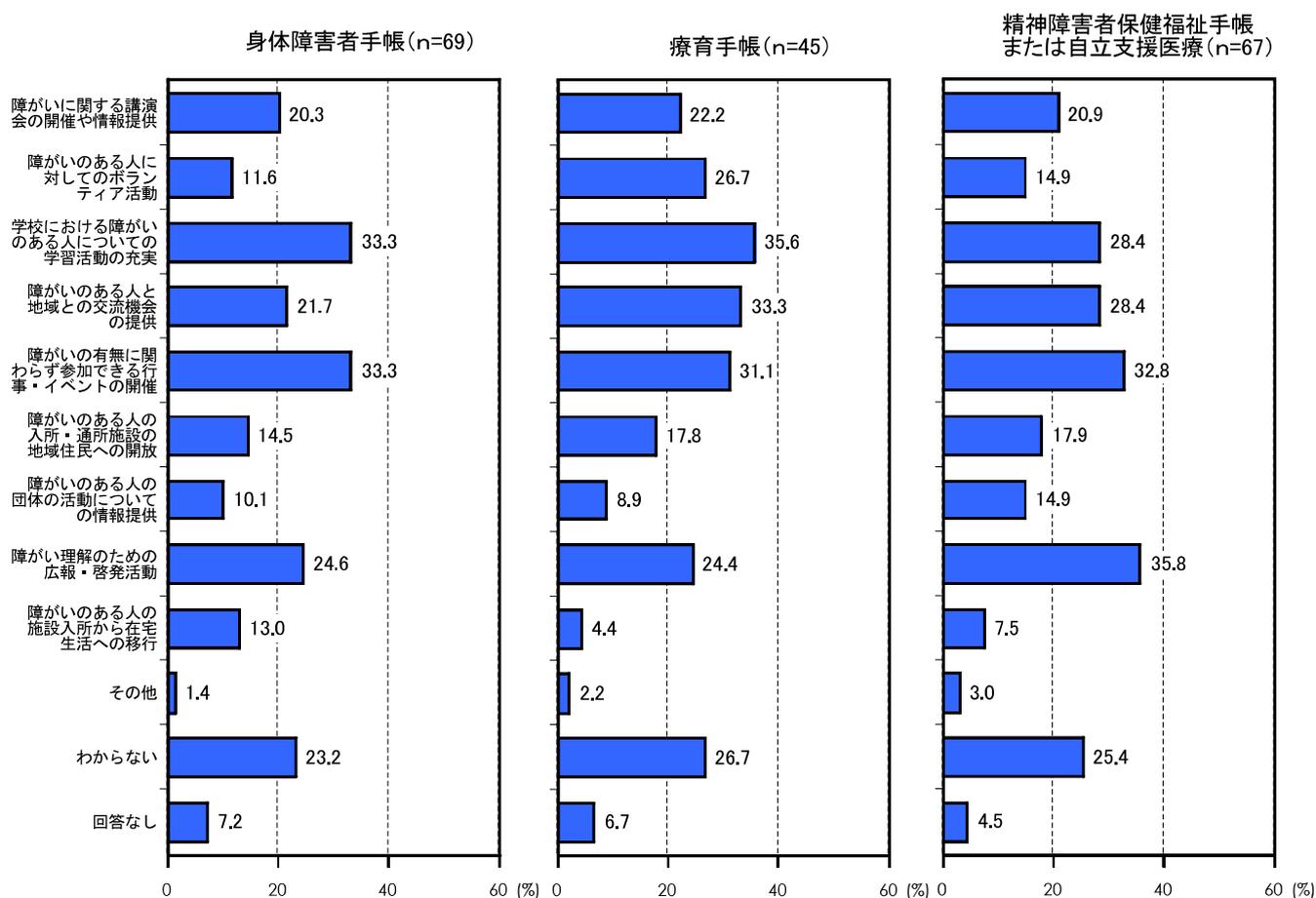
障がいのある人について理解を深めるために必要なことについてたずねました。

身体障害者手帳所持者では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」「障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催」が同率 33.3%と最も高くなっています。

療育手帳所持者では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が 35.6%と最も高く、次いで、「障がいのある人と地域との交流機会の提供」(33.3%)となっています。

精神障害保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者では「障がい理解のための広報・啓発活動」が 35.8%と最も高く、次いで、「障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催」(32.8%)となっています。

図表 障がいのある人について理解を深めるために必要なこと

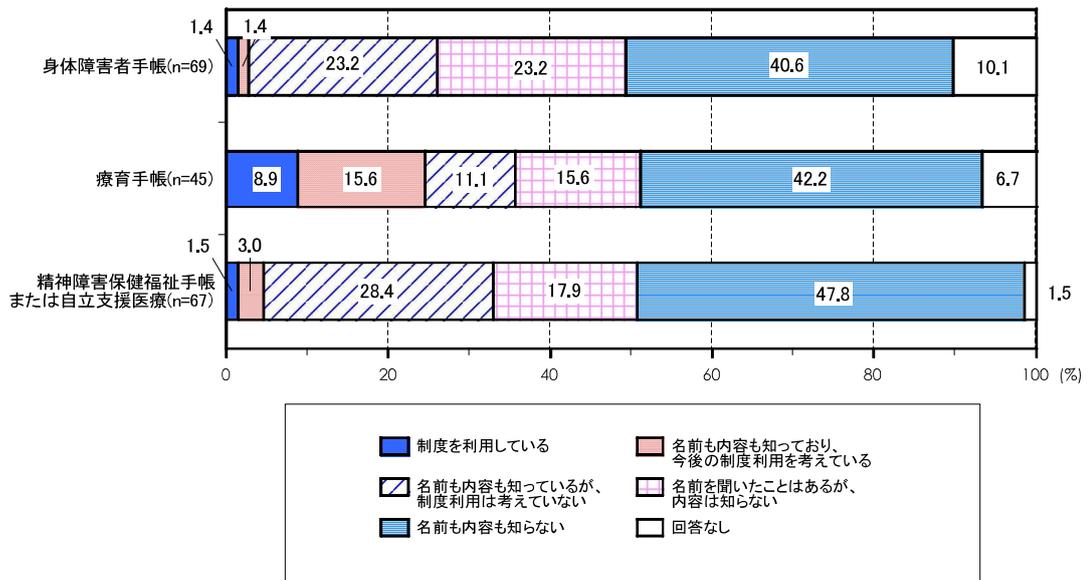


(9) 成年後見制度について

成年後見制度について、いずれの手帳所持者も「名前も内容も知らない」が4割以上で最も高くなっています。

また、「制度を利用している」「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」と回答した人について、療育手帳所持者が他の手帳所持者と比べて高い割合となっています。

図表 成年後見制度について

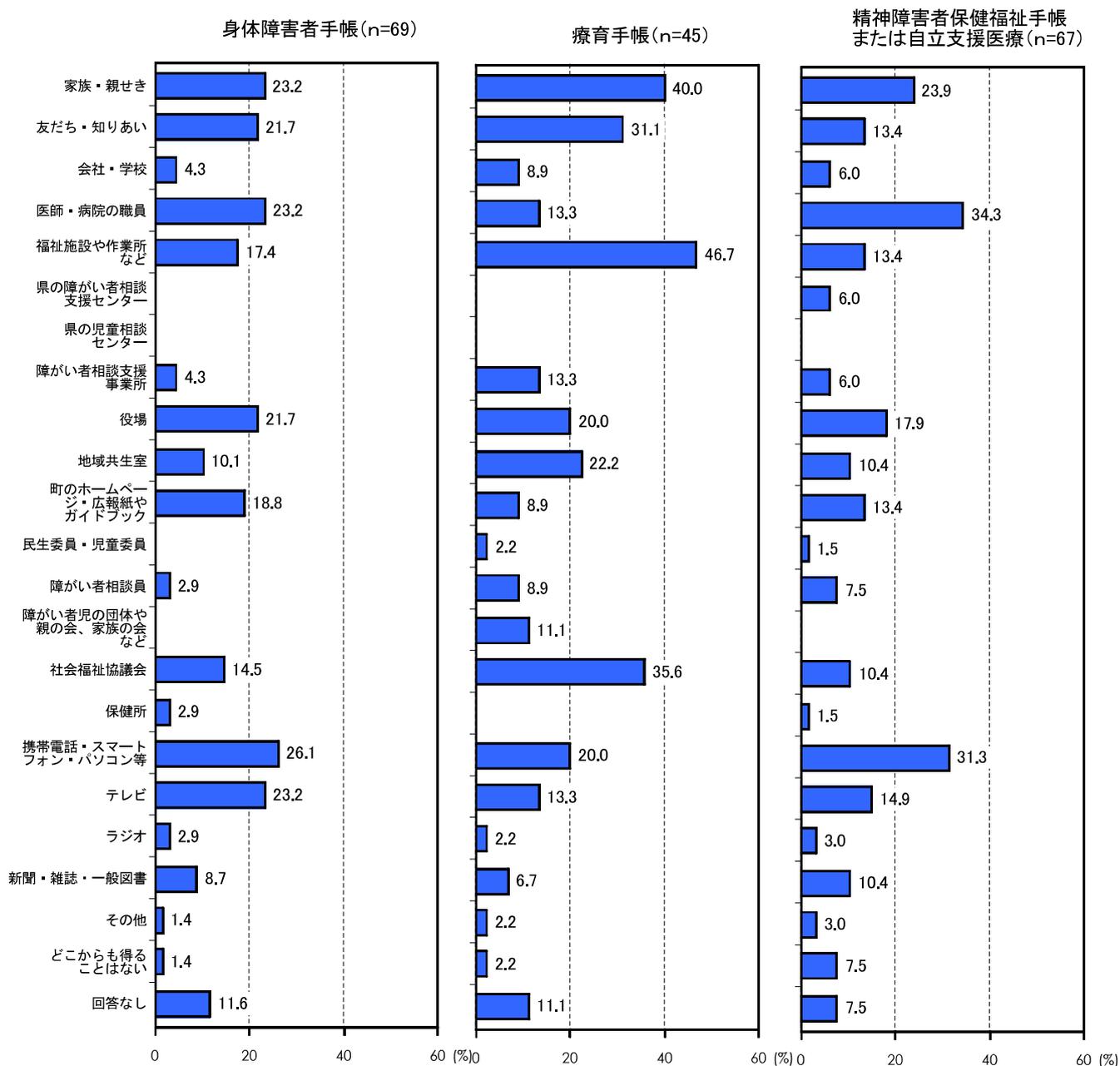


(10) 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を入手する手段

障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手手段についてたずねました。

身体障害者手帳所持者では「携帯電話・スマートフォン・パソコン等」が 26.1%と最も高くなっています。療育手帳所持者では「福祉施設や作業所など」が 46.7%と最も高く、他の手帳所持者と比べると特に高い割合となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者では「医師・病院の職員」(34.3%)が最も高くなっています。

図表 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を入手する手段



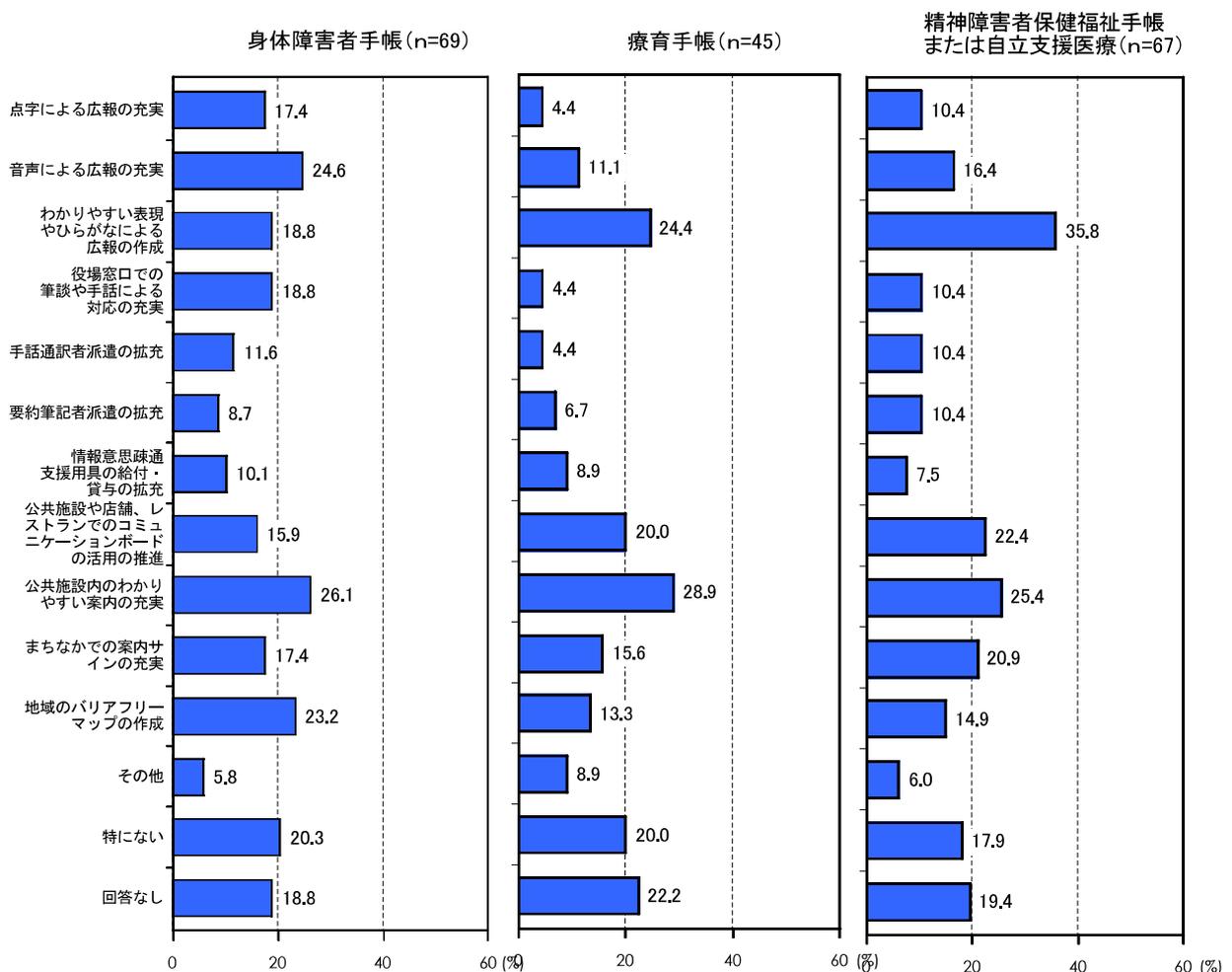
(11) 障がいのある人が生活する上で必要な情報を入手するために必要な取り組み

障がいのある人が生活を送る上で必要な情報を入手するために必要だと思う取り組みについてたずねました。身体障害者手帳所持者は、「公共施設内のわかりやすい案内の充実」が 26.1%と最も高く、次いで、「音声による広報の充実」(24.6%)、「地域のバリアフリーマップの作成」(23.2%)などの順となっています。

療育手帳所持者は、「公共施設内のわかりやすい案内の充実」が 28.9%と最も高く、次いで、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」(24.4%)、「公共施設や店舗、レストランでのコミュニケーションボードの活用の推進」(20.0%)などの順となっています。

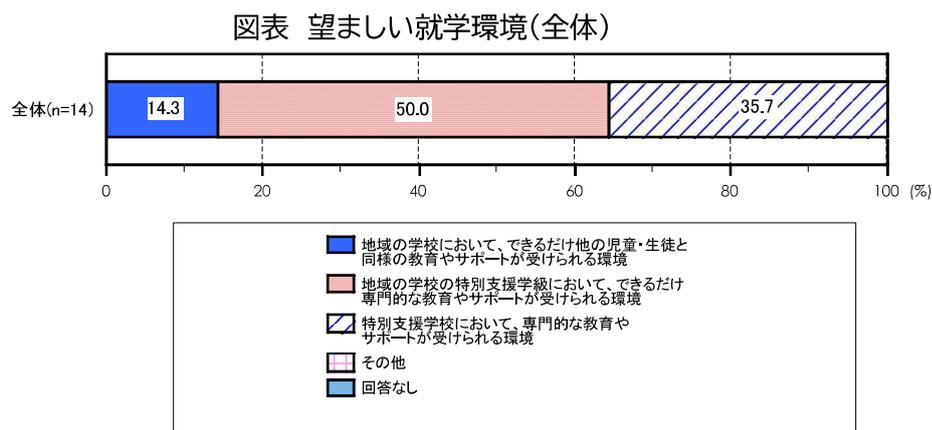
精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者は、「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が 35.8%と最も高く、次いで、「公共施設内のわかりやすい案内の充実」(25.4%)、「公共施設や店舗、レストランでのコミュニケーションボードの活用の推進」(22.4%)などの順となっています。

図表 障がいのある人が生活を送る上で必要な情報を入手するために必要だと思う取り組み



(12) 望ましい就学環境

望ましい就学環境について、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が 50.0%と最も高く、次いで、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」(35.7%)、「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」(14.3%)の順となっています。



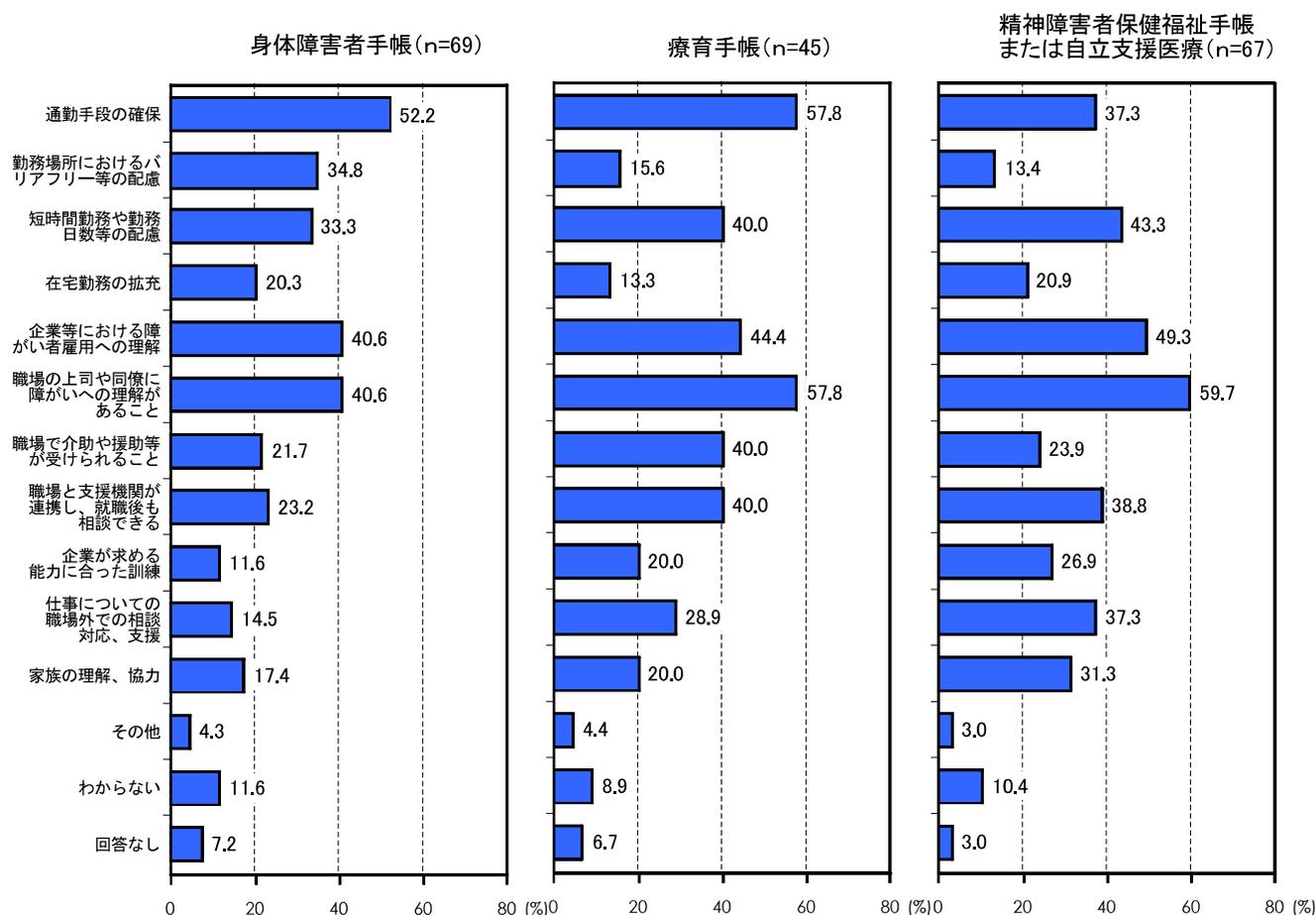
(13) 障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと

障がいのある人の就労支援として必要だと思うことについて、身体障害者手帳所持者は、「通勤手段の確保」が 52.2%と最も高く、次いで、「企業等における障がい者雇用への理解」「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」(同率 40.6%)、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」(34.8%)などの順となっています。

療育手帳所持者は、「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」(57.8%)と最も高く、次いで、「企業等における障がい者雇用への理解」(44.4%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場で介助や援助等が受けられること」「職場と支援機関が連携し、就職後も相談できる」(同率 40.0%)などの順となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者は、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が 59.7%と最も高く、次いで、「企業等における障がい者雇用への理解」(49.3%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(43.3%)などの順となっています。

図表 障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと



(14) 外出について困ること

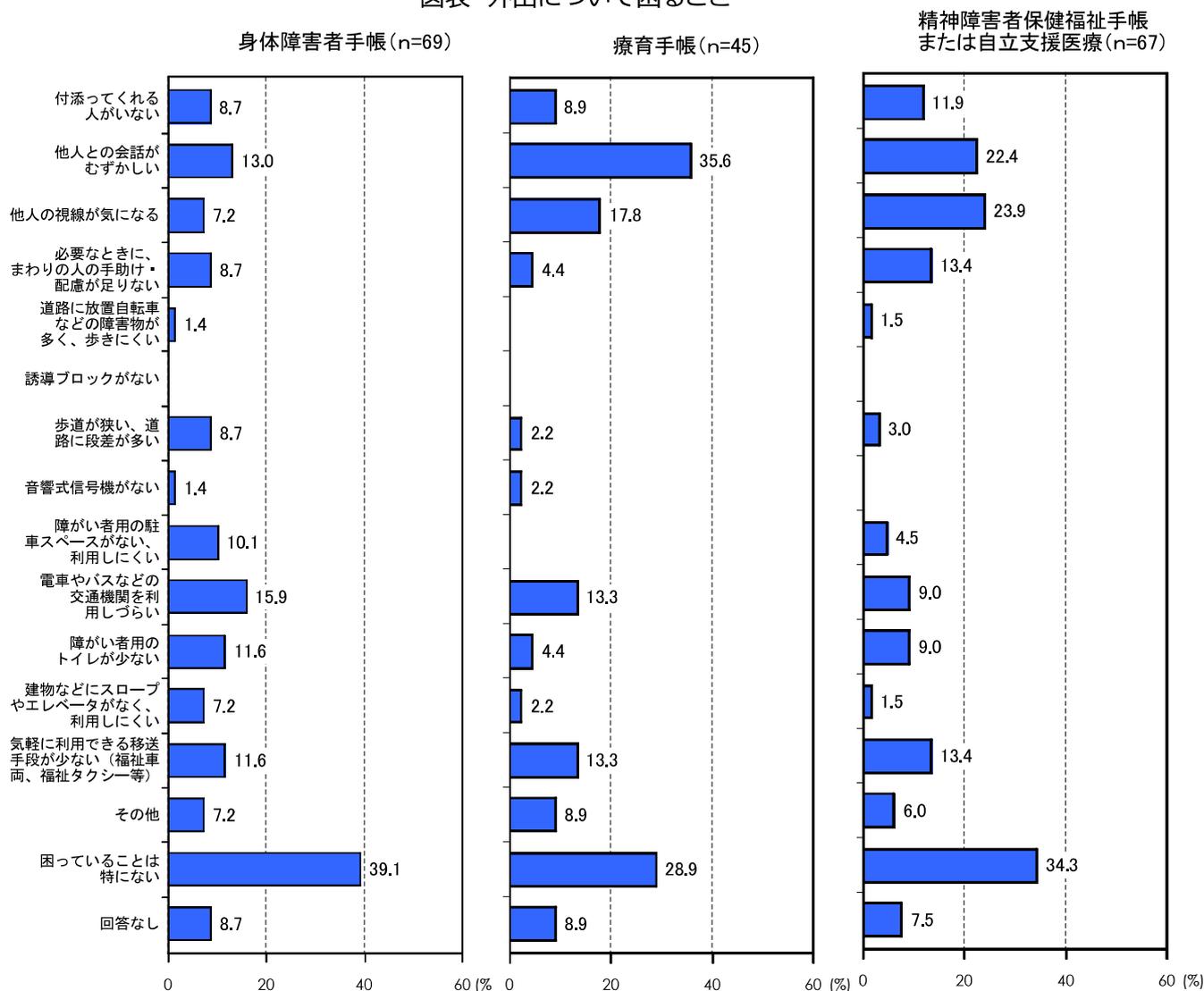
外出について困ることについて、身体障害者手帳所持者では、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」(15.9%)、「他人との会話がむずかしい」(13.0%)がそれぞれ高い割合となっています。

療育手帳所持者は、「他人との会話がむずかしい」が 35.6%と最も高く、次いで、「他人の視線が気になる」(17.8%)などの順となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者は、「他人の視線が気になる」(23.9%)、「他人との会話がむずかしい」(22.4%)がそれぞれ高い割合となっています。

また、いずれの手帳所持者も「特に困っていることはない」が3~4割程度となっています。

図表 外出について困ること

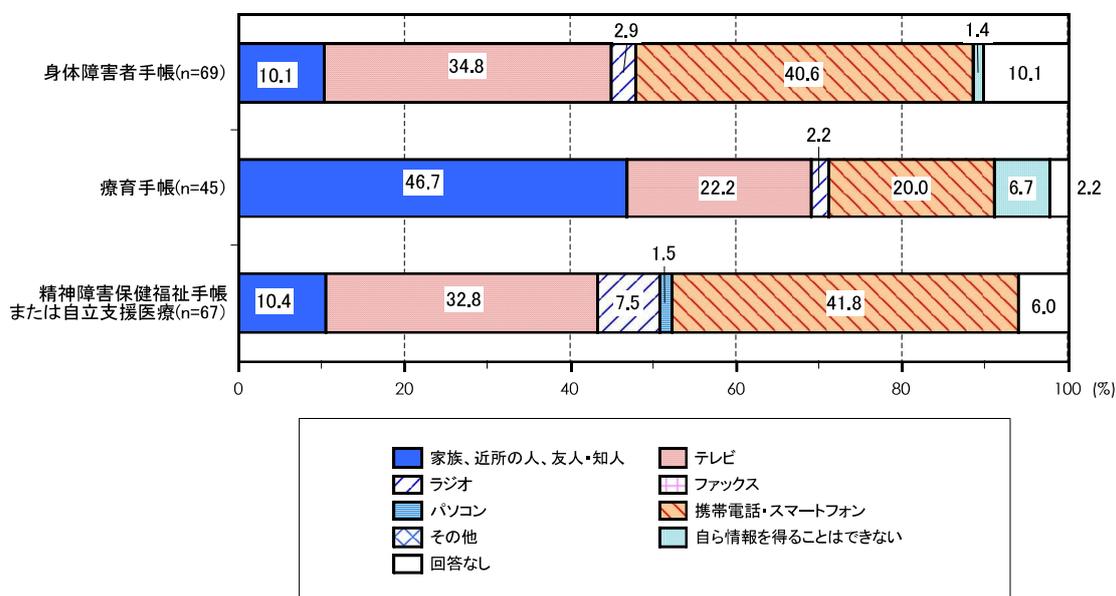


(15) 地震などの災害が起こった場合、主に情報を得る手段

地震などの災害が起こった場合、主に情報を得る手段について、身体障害者手帳所持者、精神障害保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者では「携帯電話・スマートフォン」が4割程度と最も高く、次いで、「テレビ」が3割程度などの順となっています。

療育手帳所持者では、「家族、近所の人、友人・知人」が46.7%と最も高く、他の手帳所持者と比べても顕著に高い割合となっています。

図表 地震などの災害が起こった場合、主に情報を得る手段



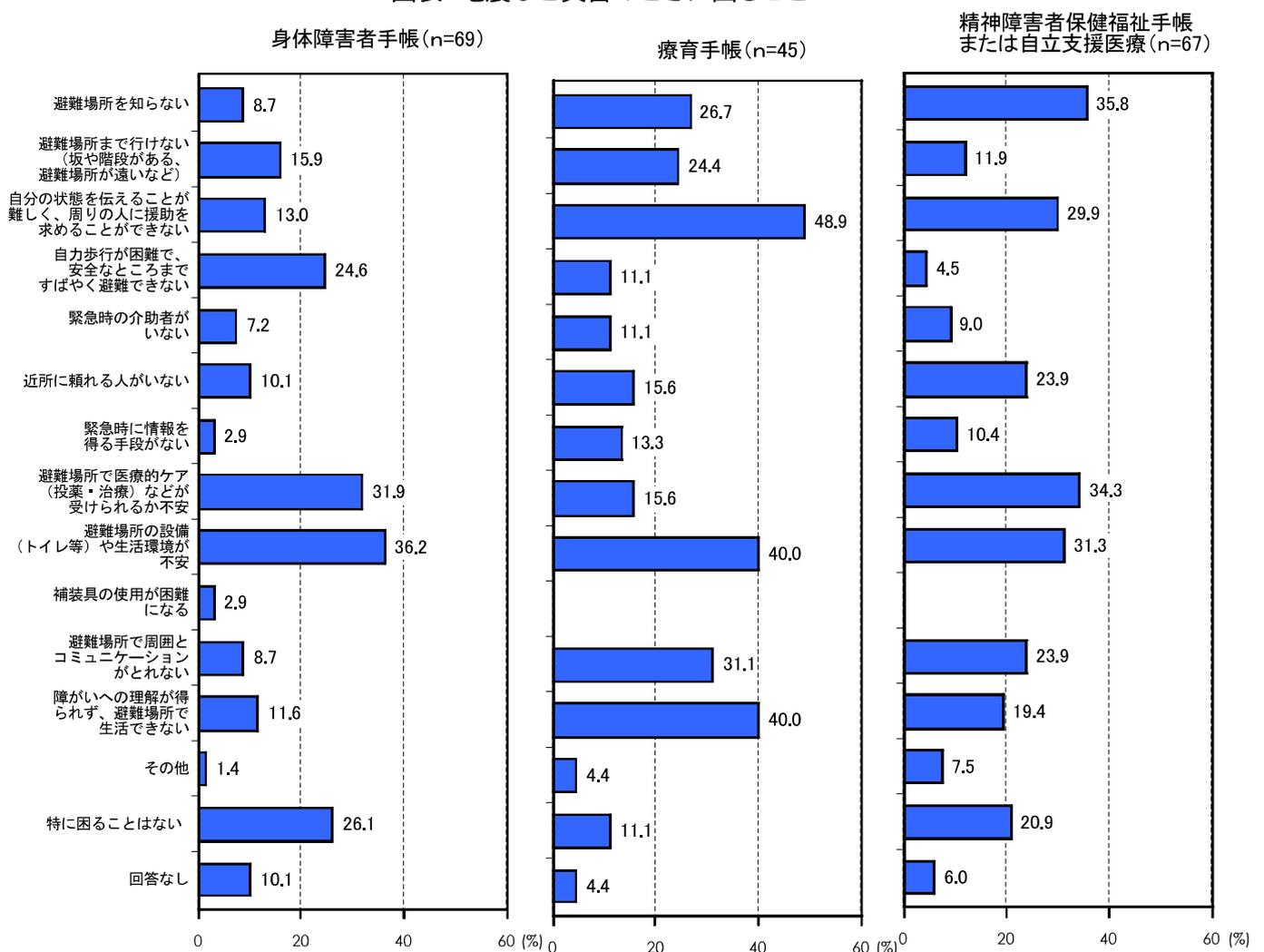
(16) 地震など災害のときに困ること

地震など災害のときに困ることについて、身体障害者手帳所持者は、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 36.2%と最も高く、次いで、「避難場所で医療的ケア(投薬・治療)などが受けられるか不安」(31.9%)、「自立歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない」(24.6%)などの順となっています。

療育手帳所持者は、「自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない」が 48.9%と最も高く、次いで、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」「障がいへの理解が得られず、避難場所で生活できない」(同率 40.0%)などの順となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療受給者は、「避難場所を知らない」が35.8%と最も高く、次いで、「避難場所で医療的ケア(投薬・治療)などが受けられるか不安」(34.3%)、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(31.3%)などの順となっています。

図表 地震など災害のときに困ること



用語解説

| | 用語 | 解説 |
|---------|--------------------------|--|
| あ 行 | アクセシビリティ | 近づきやすさ、利用しやすさなどの意味を持つ。IT分野では、機器やソフトウェア、システム、情報、サービスなどが身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。 |
| | インクルーシブ | すべてを包括する、包みこむこと。 障がいの有無や性別、性的志向、人種など、私たちには同じ人間であっても様々な違いがある。このような違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして生きていける社会をインクルーシブ社会、共生社会という。 |
| | ウェブアクセシビリティ | ウェブにおけるアクセシビリティのこと。障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度を意味する。 |
| | SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) | ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。 |
| | SDGs | 「Sustainable Development Goals」を略したもので、日本語では「持続可能な開発目標」と呼ぶ、国際社会共通の目標のこと。 |
| | NPO(NPO法人) | Non Profit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)をいう。 |
| | オンデマンド方式 | 利用者のニーズに応じて柔軟に運行する乗り合いの公共交通サービスのこと。 |
| | か 行 | 協働 |
| 強度行動障がい | | 食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。 |
| ケアラー | | こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|------------------------------|--|
| | 高次脳機能障がい | 脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。 |
| | 合理的配慮 | 障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。 |
| て 行 | 障害者基本法 | 障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成 16 年、平成 23 年に一部改正が行われている。 |
| | 障害者虐待 | 「障害者虐待防止法」の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障害者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。 |
| | 生涯現役促進協議会 | 玉城町にお住いのシニア世代(概ね 55 歳以上)の就労や生きがいづくりをサポートする団体。 |
| | 障がい者就業・生活支援センター | 障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置されている機関。 |
| | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 | 障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする法律。 |
| | 障害者総合支援法 | 「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障害者総合支援法」)に改題されたもの。 |
| | 障害者の権利に関する条約 | 平成 18 年 12 月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加などを一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。 |
| | 障害者優先調達推進法 | 国などによる障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障がいのある人の就労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項等 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|--------------------|---|
| | | を定めることにより、障がいのある人の就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律。施行は平成 25 年4月。 |
| | 自主防災組織 | 自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治区などの地域住民を単位として組織された任意団体をいう。 |
| | ジョブサポーター | 障がいのある人が働く職場に入り、直接的な支援を行うスタッフのこと。 |
| | スクールカウンセラー | 学校内で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職。 |
| | スクールソーシャルワーカー | 福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職。 |
| | 成年後見制度 | 認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申し立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等(後見人・補佐人・補助人)を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。 |
| た 行 | 地域包括ケア | 障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。 |
| | デジタルトランスフォーメーション | デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。 |
| | 特別支援教育 コーディネーター | 校内の特別支援教育を推進するために、各校に配置されることが義務づけられているもので、現状では、特別支援学級の担任や、生徒指導担当の教職員がその役割を担っていることが多くなっている。主に、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、校内支援体制づくりのまとめ役、担任への支援などを行う。 |
| な 行 | 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。 |
| | ネットワーク | 様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|---|---|
| | 農福連携 | 障がいのある人等が農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みのこと。 |
| は 行 | 発達障がい | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。 |
| | パブリックコメント | 行政が策定する施策や計画などについて、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続のこと。 |
| | パラスポーツ | Paraは「並行する」の意で、「もう一つのスポーツ」を表す。身体機能や知的発育などに障がいがある人が行うスポーツのこと、広く障がい者スポーツを表す。 |
| | バリアフリー | もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。 |
| | ひきこもり | 厚生労働省によると、「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す。 |
| | ピアサポート | 同じような立場の人による対等なサポートを意味する。同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり、助言や支援を行う活動のこと。 |
| | 避難行動要支援者名簿 | 高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人(避難行動要支援者)の名簿をいう。「災害対策基本法」の一部改正(平成25年6月)により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。 |
| | フォント | 文字の書体のこと。 |
| | 福祉避難所 | 災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。 |
| | 包容(インクルージョン) | 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。 障がいのある人が地域社会で生活する権利を有することを認めただうえで、その生活が地域社会に包摂され、社会参加が容易になることを重視すること。 |
| ボランティア | 一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。 | |

| | 用語 | 解説 |
|--------|---------------------|--|
| ま 行 | みえ発達障がい支援システムアドバイザー | 三重県立子ども心身発達医療センターで実施される1年間の専門研修を受講し、認定を受けた専門職。各市町において、発達障がい等のある子どもを早期に発見し、成長過程に応じた適切な支援を行う。 |
| | 民生委員・児童委員 | 「民生委員法」により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。「児童福祉法」の児童委員をかね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。 |
| や 行 | ユニバーサルデザイン | 高齢であることや障がいの有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。 |
| ら 行 | ライフステージ | 人間の一生における、年齢に伴って変化する生活段階のこと。 |

玉城町 第4次障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：玉城町

編集：保健福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL：0596-58-8203 FAX：0596-58-4494

保健福祉課地域共生室

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田 4876-1 玉城町保健福祉会館内

TEL：0596-58-7373 FAX：0596-58-8688

URL：<https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/>

